

グリーン購入法の課題と今後の展望¹

環境配慮型製品の普及のために

千葉大学 倉阪秀史研究会 環境分科会

辛彩有、孫佳妮、松下尚史、村松瑤紀、渡邊正晴

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、倉阪教授（千葉大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

グリーン購入法の課題と今後の展望

環境配慮型製品の普及のために

2010年12月

要約

本稿では、環境配慮型製品を市場により普及させることを目的として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称 グリーン購入法）に対する政策提言を行う。

わが国において、循環型社会の形成を目的として、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定されて以来、環境配慮型製品の市場への普及に向けて様々な取り組みが行われてきた。その中でも、需要側に対して義務付けを行っているのが、平成 12 年に制定されたグリーン購入法である。グリーン購入法は、平成 12 年に制定されて以来 10 年が経過したにもかかわらず、未だ周知段階の法律であり、法的な影響力が弱い。そこで本稿では、義務対象となっているグリーン購入法の課題を把握し、グリーン購入法が環境配慮型製品の普及をより促せる法律になるよう、解決策を提案する。

まず第 1 章では、グリーン購入法の現状分析を行い、そこから本稿で立てた仮説について述べる。

その後、第 2 章で、本稿で立てた仮説を裏付けるデータを得るための調査・分析を行った。具体的には、先行研究の調査、現在の義務対象範囲に対して行ったアンケート調査・分析、環境省、グリーン購入ネットワーク、エコマーク事務局に対して行ったヒアリング調査、グリーン購入法の効果測定調査などがこれにあたる。

これらの調査から、以下の 5 点の問題点を提示した。調達実績の把握に関する問題、グリーン購入法の対象範囲に関する問題、統一マークの必要性に関する問題、中長期的な数値化された目標の必要性に関する問題、供給側への規制の必要性に関する問題である。

第 3 章では、第 2 章までの議論を踏まえて、これらの問題点を解決するために、グリーン購入法に対して 3 つの政策提言を行う。提言内容は以下の通りである。

1 グリーン購入法における義務範囲の拡大

グリーン購入法の現在の義務範囲は、市場のほんの一部でしかなく、とても全体をカバーしているということはない。そこで、適用範囲を現在の国の機関、独立行政法人、国立大学法人に加えて、地方公共団体を義務対象範囲とすることで、従来の約 10 倍の広さ（従業員比）に適用範囲を拡大することができる。

2 調達実績の煩雑さの改善

現在、義務対象範囲に対して課せられている調達実績の把握・報告の義務の煩雑さの改善のために、電子調達システムの導入を提案する。これは、電子調達システムとグリーン購入データベースを連携させた、本稿独自のシステムである。これにより、調達実績の煩雑さの改善をはじめとした、様々な問題の解決が期待できる。

3 ロードマップの必要性

現行のグリーン購入法にはない、グリーン購入法の戦略的な長期的ビジョンや中長期的なビジョンを定めたロードマップの作成を提案する。これにより、長期的な目標を掲げた政策ができるほか、環境配慮型製品の普及のための役割分担を明確化することができる。さらに、PDCA サイクルをロードマップに盛り込むことによって、システム自体を継続的に改善しながら政策を進めていくことが可能となる。

目次

はじめに

第1章 現状・問題意識

第1節 グリーン購入法の現状

第2節 仮説

第1項 仮説①：調達実績の把握

第2項 仮説②：罰則規定に関して

第3項 仮説③：グリーン購入法の対象団体の範囲

第4項 仮説④：統一マークの必要性

第5項 仮説⑤：中長期的な数値化された目標の必要性

第2章 調査・分析

第1節 政策提言①：グリーン購入法における義務範囲の拡大

第2節 政策提言②：調達実績の把握の煩雑さの改善

第1項 緩和化策A案

第2項 緩和化策B案

第3項 電子調達システム案

第3節 政策提言③：ロードマップの作成に関して第3章 政策提言

先行論文・参考文献・データ出典

補足資料

資料1

資料2

資料3

資料4

はじめに

環境基本法が制定されたあと、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日制定）や環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（以下、環境配慮促進法、平成 16 年 6 月 2 日制定）やなどの関連法が制定されるなかで、環境配慮型製品²の市場への普及の必要性が唱えられるようになった。我が国では、法律面から取組に関して規定することで、市場行動の一部を必ず環境に配慮したものにするために、特に、製品の供給側からの取組を促すことを目的とした法令を作成し、義務付けを行うことで、ある程度、環境配慮型製品の作成・販売を義務付けてきた。

その中でも特に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、グリーン購入法）」は、「循環型社会の形成のためには、『供給面の取組』に加えて『需要面からの取組』が重要である」³という観点から平成 12 年 5 月 31 日に制定された。この法律では、国などの公的機関が率先して環境配慮型製品・サービスを調達するよう促すとともに、政府の適切な情報提供を促進することで、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者や国民の責務などについても定めている。

グリーン購入法は、平成 12 年に制定されて以来、10 年が経過したにもかかわらず、未だ十分に周知されているとは言えないのではないだろうか。義務対象となっている団体でも、きちんと組織内でグリーン購入が浸透しているかということに関しては疑問点が大きい。グリーン購入法が適用されて以来、環境配慮型製品の市場占有率が上昇し、グリーン購入法は環境配慮型製品の普及という本来の目的を果たすことができているという声がある一方で、法律内での問題点も多々見受けられているといえることができる。そこで、今回グリーン購入法の課題を把握し、グリーン購入法が環境配慮型製品の普及をより促せる法律になるよう、解決策を模索していくこととしたい。

² 本稿では環境配慮型製品の中にグリーン購入法対象製品と、グリーン購入法対象外であるが環境に配慮されている商品が共に含まれているとみなす。

³ 「グリーン購入法.net」<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html> より引用

第1章 現状・問題意識

第1節 グリーン購入法の現状

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称 グリーン購入法）は、平成 12 年当時の環境大臣によって提出された議員立法である。我が国の環境配慮型製品の普及のために、供給面からの取り組みだけでなく、需要面からの取り組みが必要であるという観点から制定されたもので、循環型社会形成推進基本法の個別法の一つである。制定されて 10 年が経過しているが、平成 20 年に古紙の配合率の偽装問題⁴で、基準を下げるべきとの議論がなされたことがあるものの、法改正は一度も行われていない。

グリーン購入法の適用範囲は、国等の機関、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体、企業、国民、の 6 つの主体に分けられ、これは日本の全国民を対象としているということができる。その中でも特に、法的義務が課せられているのは、国等の機関、国立大学法人、独立行政法人の全 237 団体（平成 22 年 6 月現在）である。これらの組織に対しては、グリーン購入調達方針の策定・公表、グリーン購入対象製品の調達実績の把握・公表と、環境大臣への報告が義務付けられている。しかし、地方公共団体、企業、国民に対しては、努力義務が課せられているのみである。グリーン購入法の目標設定については循環型社会形成推進基本法に基づいて作成されている、循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 25 日）において、グリーン購入に関する消費行動として述べられている。以下に、その抜粋と、取組に関する中間結果を抜粋する。

1-1. 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化に関する取組目標と中間結果

平成 15 年に制定された循環型社会形成推進基本計画では、取組の進展度を測る指標として、循環型社会形成に向けた意識・行動の変化について、以下のような取組指標に関する目標が設定されている。

廃棄物に対する意識・行動

「アンケート調査結果として、約 90 % の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50 % の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします。」⁵とあるが、これに対し、平成 16 年度の内閣府のアンケート調査⁶において、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ」に関連する質問への肯定の回答は、77%～95%となっている。また、17 年度内閣府が行ったアンケートで「これらに具体的な行動をとる」に関連する質問への肯定の回答は、11%（「友人や知人と、不用品を融通しあう」）～55%（「詰め替え製品をよく使う」）（前年度比約 2%増）という結果となっており、具体的な行動には繋がっていないといえる。

1-2. 循環型社会ビジネスの推進に関する取組目標と中間結果

また、同計画書では、循環型ビジネスに関して、以下のような取組指標に関する目標が設定されている。

「(1) グリーン購入の推進

⁴ 参照：環境省 報道資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial-9700>

⁵ 循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年制定）

⁶ 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 3 回点検結果

アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業）の約 50% 及び非上場企業（従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所）の約 30% が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とします。」

これに対し、循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 3 回点検結果によると、平成 17 年度の内閣府のアンケート調査⁷において、地方公共団体における 17 年度の組織的なグリーン購入の実施率は 44% となっている。従って、地方公共団体への普及も目標を達成しておらず、また企業のグリーン購入に対する取り組みは把握されていない。

第2節 仮説

以上の結果を踏まえると、現在のままの取組状況を継続しても、取組目標を数年内に達成することは困難であると考えられる。その理由を、当論文では法律面の問題点として 5 点挙げ、調査・分析を行っていく。

第1項 仮説①：調達実績の把握

環境大臣の報告では、「義務対象範囲の組織は、調達方針・調達実績を把握している」⁸とされているが、例えば従業員数ベースで見た場合における従業員数 5000 人以上などの規模が大きい組織もある中で、本当にきちんと調達方針の浸透や、実績の把握がなされているとは考えられにくい。そこで、どのような方法で調達方針を周知し、グリーン購入を推進しているのかを調べることで、運用状況の実情をきちんと把握すべきであると考えた。

第2項 仮説②：罰則規定に関して

グリーン購入法の中では、グリーン購入がなされなかった組織に対しては「調達の推進を図るために必要があるという措置をとるべきことを要請できる」⁹という規定があるが、これは今までの 10 年間、一度も実施されたことがない。また、独立行政法人や特殊法人に環境報告書の作成・公表を求める環境配慮促進法には、「違反した場合は 20 万円以下の科料を課す」という記述があるのに対し、グリーン購入法は類似の義務対象範囲・目的をもちながらこのような罰則規定がない。そこで、罰則規定の必要性についても検討を行っていくこととする。

第3項 仮説③：グリーン購入法の対象団体の範囲

現在、グリーン購入適合製品購入が義務づけられているのは、官公庁・独立行政法人・国立大学法人のみである。これらの義務対象団体が日本の市場に及ぼす影響が少ないと考える。影響が少なければ、たとえ現在の義務対象である団体がすべての業務においてグリーン購入対象製品を買ったとしても、国全体でグリーン購入対象製品である環境配慮型製品の需要はさほど生み出されない。よって企業にとって環境配慮型製品を製造す

⁷循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 3 回点検結果

⁸ 環境省 『別添資料 2 「調達実績と環境負荷低減効果等の評価について」
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15735&hou_id=12544

⁹ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律第 9 条

るインセンティブがない。今後、国内において環境配慮型製品の普及を推進していくならば、企業が環境配慮型製品を作ることによりインセンティブを感じられる程の購買力を持つ団体まで範囲を広める必要があると言える。つまり一般企業や市町村、消費者などにも範囲を拡大していく必要があるということである。

そこで、適用範囲をどこまで拡大すればどれほどの効果が見込めるのかということの試算を行い、市場規模の拡大を図ることを検討したい。

第4項 仮説④：統一マークの必要性

現在、環境配慮型製品に関するラベル・マークは基準・発行団体・対象製品が揃っておらず、グリーン購入適合製品とそうでない製品の差別化がしにくい状況となっている。これにより、グリーン購入の促進がされにくくなっているのではないかと考えた。

そこで、グリーン購入法対象団体や、今後一般消費者が製品を購入する際に、グリーン購入対象製品か否かを分かりやすくするための統一マークの必要性の検討を行っていく。

第5項 仮説⑤：中長期的な数値化された目標の必要性

グリーン購入法は、第1節で述べたように循環型社会形成推進基本計画において、大まかな目標が定められているが。しかし長期的なスパンで見て、グリーン購入法の具体的な目標は描かれていない。そこで、グリーン購入法の長期的、具体的目標やそれに対する取組を設定し、また定期的に見直す機会を作っていくことによって、今まで以上にグリーン購入を推進していくための方策を検討していく。

第2章 調査・分析

第1節 概要

ここでは仮説①～⑤を裏付けるために行なった調査①～④の結果・分析を紹介する。
まず、調査①として先行研究調査を行ない、次に調査②としてアンケートを行なった。さらに調査③としては3団体にヒアリング調査を行ない、最後に調査④としてグリーン購入法の効果測定調査を実施した。

第2節 調査①：先行研究

グリーン購入についての先行研究としては、グリーン購入をどのようにして市場に普及するかを研究しているものがほとんどである。ここでの最終的な普及方法として提示しているものとしては、「一般消費者レベルにまでグリーン購入を普及させる必要がある。そのためにも、商品開発・製造に携わる皆さんには、誰にでもわかりやすい環境ラベリングをお願いしたいのである」¹⁰や「従業員や職員を育てていくことが不可欠になる」「グリーン購入が社会を変革する大きな潮流になるかどうかは、購入者、流通事業者、製造事業など全ての関係者が自主的な活動展開をするかどうかにかかっている。」¹¹などと述べられている。最終的な目標である市場普及までの具体的、長期的な対策は述べられているとはあまり言えない。

次に先行研究がグリーン購入法の市場普及の障害として考えているものとしては、価格と情報の提供についてである。価格の点については『価格が高い』(51%)ことと、『商品の選び方が難しい』(32%)¹²『環境にやさしい製品が一般製品と比べて割高な場合、何パーセント高程度までであれば、購入するか』という設問に対しては、『割高ならば購入しない』とした人が21.1パーセント¹³「1つめの課題として価格を如何に合理的に下げているかが上げられる。」¹⁴という主張から分かる。また、情報提供については「グリーン購入の対象拡大のためには、こうした情報のさらなる拡充が必要であろう」¹⁵「製造するメーカー側の情報公開がより重要になってくると考えられる。」¹⁶といった点から窺える。

また、グリーン購入を普及する上でのグリーン購入法の評価としては、グリーン購入法がグリーン購入の普及にとっても寄与したと考えるものが多い。これは「近年グリーン購入の進展は、国民の目が県境保全へとシフトしてきたなかで、大口消費者としての購入活動と、企業の積極的な商品開発、製品の質の向上によりもたらされたものと考えられる。」¹⁷という意見や、「国レベルでは概してグリーン購入法によってグリーン購入に動きが活性化したと言っているだろう。」¹⁸といった意見などから分かる。

¹⁰ 川島康弘「グリーン購入と環境ラベル」『日本機械学会誌 Vol104 No997』(2001)

¹¹ 佐藤博之「市場からの環境誘導政策－グリーン購入について」『The Operations Research Society of Japan 6月号』(2002)

¹² 佐藤博之「市場からの環境誘導政策－グリーン購入について」『The Operations Research Society of Japan 6月号』(2002)

¹³ 川島康弘「グリーン購入と環境ラベル」『日本機械学会誌 Vol104 No997』(2001)

¹⁴ 原田和幸「グリーン購入法の意義・現状・課題」『Journal of Life Cycle Assessment Vol15 No2』(2009)

¹⁵ 佐藤博之「市場からの環境誘導政策－グリーン購入について」『The Operations Research Society of Japan 6月号』(2002)

¹⁶ 川島康弘「グリーン購入と環境ラベル」『日本機械学会誌 Vol104 No997』(2001)

¹⁷ 川島康弘「グリーン購入と環境ラベル」『日本機械学会誌 Vol104 No997』(2001)

¹⁸ 佐藤博之「市場からの環境誘導政策－グリーン購入について」『The Operations Research Society of Japan 6月号』(2002)

以上より、グリーン購入を市場に普及させるという目的は先行論文と本稿において共通しているといえる。違いとしては本稿では先行研究ではあまり述べられていない、グリーン購入をどのようにして今後普及させるかということ、グリーン購入法を軸として検証していく点である。先行研究ではグリーン購入法がグリーン購入普及に与えた影響を高く評価している。しかし本稿では、グリーン購入法が運用上直面している問題点を解決し、グリーン購入を効率的に広めてゆく手段を具体的かつ長期的に述べることに違いがある。

第3節 調査②：アンケート調査

ここでは、グリーン購入法の対象である国、独立行政法人に向けて行なったアンケートについて、そのⅠ. 概要、Ⅱ. 各設問と結果、Ⅲ. アンケートの分析、Ⅳ. まとめ、Ⅴ. ここまでの問題点の順で述べてゆく。

第1項 概要

アンケートの対象としてはグリーン購入法2条2項3号に規定されている「国及び独立行政法人等」の組織であって、義務を負っている公官庁、独立行政法人、国立大学法人全237団体に対して行なった。期間は2010年6月中旬～7月中旬の1ヶ月間で回収をし、回収率は125部で約52.7%となった。

第2項 各設問と結果

問1「グリーン購入を行うことで、どのようなメリットを感じますか?」¹⁹という設問では、選択肢2「環境配慮型製品の普及に役立つ」が最も多く(80%)、グリーン購入のメリットとしては環境に対する意識の改革効果が高いことが分かる。しかし、選択肢3「必要物品の再検討による見直し効果がある」(12%)、選択肢4「必要経費の削減効果がある」(32%)が少なく、金銭的メリット、つまり物品調達の見直しによる費用削減効果は感じられず、やりがいがあるとは言えない。

問2「グリーン購入を行うことによって、どのような点を負担に感じますか?」²⁰という設問では、選択肢5「遵守状況の把握が煩雑」(75%)、選択肢6「遵守状況の環境大臣への報告が煩雑」(40%)、選択肢4「調達方針の年度ごとの更新が煩雑」(30%)の順に多く、調達実績の把握が過大な負担になっていることが窺える。基準のわかりづらさについては問10「グリーン購入法が制定されて10年経ちましたが、グリーン購入法に対して、なにかご意見等がありましたらご自由にご記入ください。」²¹において、基準が複雑であるという意見や、マークを統一してほしいといった意見が多かったということから、基準が煩雑であり、一部の担当者には、過大な負担になっていることも窺える。問10からはこの他にも、供給側に何らかの規制が必要であるといった声や、適合製品の種類、数が少ないといった意見が複数寄せられた。

第3項 アンケートの分析

アンケート分析の結果、問2(グリーン購入を行う際の負担)において、「調達実績の把握を負担に感じる」と回答した団体が75%を超えた。すなわち、義務対象団体の大半が調達実績の把握を負担に感じていると言える。そこで、どのような団体が調達実績の把握を煩雑と感じているか調査するために、クロス集計と関係係

¹⁹ 資料1、2

²⁰ 資料1、2

²¹ 資料1、2

数による分析を行った²²。対象としては、アンケートの間 2 において「調達実績の把握を負担に感じる」と回答した 106 団体（独立行政法人 56 団体、国立大学法人 50 団体）である。これらの分析では、「調達実績の把握を負担に感じる」と回答していた団体が、その他の設問でどのような回答をしたのかについてクロス集計を行った。

しかしながら、クロス集計の結果、グリーン購入の遵守状況の把握手段の違いと、グリーン購入の調達実績の把握に関する負担感とは、特段の関連はないことがわかった。また、団体の支出額の規模、業務経費が支出額に占める割合と、グリーン購入の調達実績の把握に関する負担感との相関についても分析したが、特段の関連が見られないことがわかった²³。

このため、調達実績の把握の煩雑さという問題は、把握の方法や義務対象団体の特徴によって生じるものではないということがわかった。

このことにより、調達実績の把握について、負担に感じないと回答した団体について個別具体的な成功例を調査する必要性が生じた。個別具体的な成功例の調査としては追加ヒアリングとして後に紹介する。

第4項 まとめ

以上のアンケート調査より、グリーン購入は環境配慮型製品の市場への普及に役立つと考えられている一方で、問 2「グリーン購入を行うことによって、どのような点を負担に感じますか?」で調達方針の年度ごとの更新が煩雑という回答が 30%あったこと、問 10「グリーン購入法が制定されて 10 年経ちましたが、グリーン購入法に対して、なにかご意見等がありましたらご自由にご記入ください。」でグリーン購入法適合製品の種類、数が少ないとの記述があったことから、調達実績の把握・年度ごとの調達方針の更新などの点で担当者の負担は大きい。さらに、調達基準が複雑であるため簡略化、単純化が求められているといえる。

第5項 ここまでの問題点

これまでの仮説とアンケートを踏まえると、以下の問題点がグリーン購入法に関連したグリーン購入に生じているといえる。i. 市場シェアが小さいのではないかとということ、ii. 供給側に規制が必要ではないかとということ、iii. 統一マークが必要なのではないかとということ、iv. 把握について問題があること、v. 中長期的な数値化された目標の必要性、vi 罰則規定の必要性の 6 つである。

²² 資料 4

²³ 資料 4 参照

第4節 調査③：ヒアリング

第1章では、調達実績の把握、罰則規定、義務対象範囲、統一マークの必要性、中長期的な目標の必要性に関して5つの仮説を立てた。ここでは、それらの仮説において述べた問題点が確実に存在することを裏付けるため、ヒアリングを実施した。ヒアリング対象としては、グリーン購入を推進していく上で、重要な主体である環境省、グリーン購入ネットワーク（以下、GPN）の3団体に依頼した。

<まとめ>

今回義務団体へのアンケートから、4つ分かったことがある。

i 今のままでは環境配慮型製品の市場シェアが広がらないのではないかとということ。

これは（1）GPN（2）エコマーク（3）環境省に対して共通質問としておこなった、

問1「グリーン購入の義務範囲を広げるべきか」という質問の回答から分かる。

この回答として

（1）GPNは対人としては個人や地方公共団体にまで義務対象範囲を広げるべきであり、対物としては現行のものにとどまらずサービスにも対象範囲を拡大すべきと答えている。

（2）エコマークはグリーン購入法の対象団体は法律を遵守しているので、今後は個人に広めるべきと答えている。

（3）環境省は対人としてはGPNと同じく個人や地方公共団体にまで義務対象範囲を拡大し、対物としては製品にも幅をもたせるべきと答えている。（資料3 第1回ヒアリング）

従って、現在のグリーン購入法の対象団体では需要は飽和状態に近く、今以上に環境配慮型製品を普及するには、グリーン購入法の対象範囲を広める必要があると言える。

ii 供給側にも規制が必要ではないかとということ。

これも（1）GPN（2）エコマーク（3）環境省に対して共通質問として行なった、

問2「供給側に環境配慮型製品を作るよう義務を課すべきか」という質問の回答から分かる。

この回答として

（1）GPNは需要側にグリーン購入についての勉強の機会を設ける方が重要と答えている。

（2）エコマークは需要側の働きにより供給側にインセンティブを与えることができ、環境配慮型製品が増えると答えている。

（3）環境省は供給側に義務を課するには法律を変える必要があるので、現実的には不可能であると答えている。（資料3 第1回ヒアリング）

以上のことより、供給側に規制をするよりも、需要側への働きかけが重要であると言える。

iiiに各団体の調達担当者の調達実績把握の負担から、統一マークが必要なのではないかとということ。

これについても（1）GPN（2）エコマーク（3）環境省に対して共通質問として行なった、

問5「調達担当者の煩雑さについて」問6「統一マークの必要性について」という質問の回答から分かる。

これらの回答として、

（1）GPNは、グリーン購入の担当者はグリーン購入が浸透する前に変わってしまう場合もあるので担当者が大変と覚悟することもある。

またグリーン購入法対象製品の判断をしやすくするための統一マークは、マークの基準の差異や現段階でのマークの乱立により、必要ないと答えている。

（2）エコマークは、グリーン購入対象商品か否かを判断しやすくするために、エコマークの基準にグリーンマークがあわせれば、グリーン購入担当者の負担が減ると言っている。

また、エコマークは第三者機関のマークであるので、他のマークと統一することが難しいと回答している。

(3) 環境省は、事務作業が煩雑ということは承知しており、一応対策もしている。
従って、煩雑さを改善するために統一マークにも賛成だが、作る予定は無いと回答してる。(資料 3 第 1 回ヒアリング)
これらの回答より、調達実績の把握は煩雑ではあるが、煩雑さを改善するために統一マークは作るのが現時点では困難と言える。

iv 中長期的な数値化された目標があるのでないかということ。

これは (1) GPN におこなった調査の問 10「国家戦略の必要性」と (2) エコマークに行なった問 13「段階的な目標設定の必要性」
の回答より導かれる。

(1) GPN は国家戦略には賛成しており、長期的目標が必要と答えている。(2) エコマークは上記質問に対しては良い考えと思う。

と回答している。(資料 3 第 1 回ヒアリング)

従って、グリーン購入に関して中長期的目標は要るのではないかということが言える。

第5節 調査④：グリーン購入法の効果測定調査

現行のグリーン購入法による効果の測定は、環境省によって実施されている。グリーン購入法が導入されていなかった場合と比較してどの程度 CO₂ が削減されたか、という方法で評価している。もちろんグリーン購入法の効果はある程度の期間使用する中で、CO₂ がどの程度削減されたかという基準で評価しているものもあるが、今回は 2008 年の 1 年間で削減できた CO₂ の量を用いることとする。

環境省の試算によると、2008 年はグリーン購入法によって約 11 万 4 千トンの CO₂ が削減できたとされている²⁴。しかし、2008 年の日本の温室効果ガスの排出量は、12 億 8600 万トン（二酸化炭素換算値）²⁵である。これより、グリーン購入法によって削減できたとされる CO₂ は、日本全体の約 0.009%に過ぎないことになる。すなわち環境省が実施している CO₂ ベースの評価方法では、グリーン購入法による温室効果ガス削減効果は非常に微量であるという結論に至る。

グリーン購入法の条文には目的として「環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進する」²⁶との記載がある。このため、CO₂ ベースの評価に加えて、この需要の創出という目的に照らした達成度合いでも評価すべきであろう。

そこで、需要の創出という観点から、以下の 2 つの基準を用いることとしたい。

1 つ目の基準として、金額ベースの評価を実施する。具体的には、グリーン購入法の義務対象団体の支出額やその中での業務費用が市場全体の金額に占める割合を把握する。

2 つ目の基準として、人ベースの評価を実施する。具体的には、義務対象団体の従業員数が市場に占める割合を把握する。第一次環境配慮促進計画には、グリーン購入に関して「循環型社会形成に向けた意識・行動の変化廃棄物に対する意識・行動アンケート調査結果として、約 90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします」²⁷との記載があり、グリーン購入に関して人ベースの目標を掲げていると言える。そこで、現行のグリーン購入法がどの程度の人に対して義務を課しているのかという基準でも評価する必要があると考える。

²⁴ 環境省 報道発表資料 国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等について（お知らせ）
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12544>

²⁵ 環境省 温室効果ガス排出量 日本の温室効果ガス排出量 2008 年度の温室効果ガス排出量（速報値）について
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2008sokuho.pdf>

²⁶ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 1 条

²⁷ 循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月）

第1項 検証Ⅰ：義務対象団体の支出額が市場に占める割合

グリーン購入法を金額ベースで再評価する場合、本来ならば義務対象団体が物品の調達の際に、グリーン購入に充てられた金額の総額を指標として用いるのが望ましい。しかし、各団体が環境省に報告しているグリーン購入の調達実績のフォーマットからは、年間の購入された物品の総量のみが把握可能であり、金額の総額を求めることは非常に困難である。

そこで、「グリーン購入法の義務対象団体が組織の物品購入を、100%グリーン購入で行った」という仮定を置き、試算することとする。すなわち、義務対象団体の年間の物品購入が全てグリーン購入で行われたという状況を想定する。従って、団体の支出額に着目することとなる。義務対象団体の支出総額が、日本の最終消費支出において、占める割合を試算することによって、グリーン購入法が潜在的に持つ市場への影響力、需要創出効果を試算することが可能になる。

尚、最終消費支出を採用した理由は、日本国内で行われる消費活動の純額に着目したかったためである。日本の最終消費支出は、「最終消費支出＝民間最終消費支出＋政府最終消費支出＋総固定資本形成＋在庫品増加＋財貨・サービスの純輸出」で構成される。純粋なグリーン購入法の効果の測定を実施する場合、最終消費支出額から在庫品増加と財貨・サービスの純輸出を控除した数値を用いることが望ましい。上記の仮定の下、試算してみると、以下の結果が得られる。

$$\begin{aligned} & (\text{官公庁・独立行政法人・国立大学法人の支出予算総額}) \\ & \div (\text{最終消費支出－在庫品増加－財貨・サービスの純輸出}) \\ & = (83 \text{ 兆 } 613 \text{ 億}^{28} + 2 \text{ 兆 } 7248 \text{ 億円}^{29}) \\ & \div (494 \text{ 兆 } 1987 \text{ 億円} - 1 \text{ 兆 } 7121 \text{ 億円} + 1 \text{ 兆 } 9157 \text{ 億円})^{30} \\ & = 84 \text{ 兆 } 2426 \text{ 億} \div 494 \text{ 兆 } 4023 \text{ 億円} \\ & = 0.1703 \dots \end{aligned}$$

これより、義務対象団体の支出総額が、日本の最終消費支出において占める割合は約 17%であることが分かった。この結果より、グリーン購入法が潜在的に持つ市場における影響力・需要創出効果は、低いとは必ずしも言い切れない。しかし、検証Ⅰでは、各団体の支出総額に着目したため、グリーン購入法の効果が過大評価されている可能性がある。すなわち、支出総額で試算した場合、明らかにグリーン購入に当てられない経費（給与等）が計上されているため、数値が大きくなった可能性がある。そこで検証Ⅱでは、それらグリーン購入に当てられない経費を控除した金額で試算する。

第2項 検証Ⅱ：義務対象団体の業務（経）費が市場に占める割合

検証Ⅰより、グリーン購入に充てられない経費を除き、試算をする。実際に行われるグリーン購入を考えた場合、費用計算書の勘定科目である「業務費」及び「業務経費」を指標とするのが望ましい。なぜならば、グリーン購入すべき費目の大半が文具・機器等であるからである。よって、以下では組織の物品調達に充てられていると考えられる業務費・業務経費に着目して試算する。

尚、製造業において、原材料の仕入れの段階で、環境に配慮した原材料を使用するグリーン調達を実施している企業も数多く見受けられるが、グリーン購入法の純粋な効果を考えた場合、製品ベースの試算が必要になるため、製造業のグリーン調達に関しては含まない。上記の方法で試算すると以下の結果が得られる。

$$(\text{本省業務経費}^{31} + \text{独立行政法人業務経費} + \text{国立大学法人業務経費})$$

²⁸平成 20 年度 官公庁と独立行政法人の予算歳出総計 83 兆 0613 億 3991 万 3 千円

²⁹平成 20 年度 国立大学法人の予算 2 兆 7248 億円

³⁰内閣府 統計情報・調査結果 平成 20 年度 国民経済計算 国内総生産勘定（生産側及び支出側）
<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h20-kaku/22annual-report-j.html>

³¹平成 20 年度一般会計予算 第 169 回国会（常会）提出

$$\begin{aligned}
 & \div (\text{最終消費支出} - \text{在庫品増加} - \text{財貨・サービスの純輸出}) \\
 & = (3 \text{ 兆 } 3819 \text{ 億円}^{32} + 27 \text{ 兆 } 2623 \text{ 億万円}^{33} + 1 \text{ 兆 } 811 \text{ 億円}^{34}) \div 494 \text{ 兆 } 4023 \text{ 億円} \\
 & = 0.0623
 \end{aligned}$$

これより、義務対象団体の支出総額が、日本の最終消費支出において占める割合 6.2%であることが分かった。この結果より、グリーン購入法が潜在的に持つ市場における影響力・需要創出効果は小さいと言える。

第3項 検証Ⅲ：義務対象団体の職員が市場に占める割合

次に人ベースでグリーン購入法を再評価する。上述の通り、循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月）では、中長期的な目標として人ベースの目標を掲げている。現行のグリーン購入法の購買力の効果に関しても人ベースで再評価を行い、現在の義務付けでどの程度目標を達成できているのか評価する。

人ベースで評価する場合、義務対象範囲の団体に所属する従業員に着目する必要がある。すなわち、義務対象範囲に所属する職員は、全労働人口のうちどの程度の割合を占めるのかということを試算することになる。上記の前提のもと試算すると以下の結果が得られる。

$$\begin{aligned}
 & (\text{義務対象団体の職員総数}^{35}) \div (\text{平成 19 年度における就業者数}^{36}) \\
 & = 29 \text{ 万 } 7,222 \text{ 人}^{37} \div 6,412 \text{ 万人}^{38} \\
 & = 0.0046\cdots
 \end{aligned}$$

労働人口でみた場合、グリーン購入法は全体の約 0.46%の人に対してしか実施させられていないことになる。日本全体で行われるグリーン購入は、グリーン購入法による義務付けだけでなかったとしても、現行のグリーン購入の義務付けでは余りにも低いのではないかな。

第6節（4）考察

ここでは各仮説と調査より分かった問題を問題点①～⑤として述べる。

第1項 問題点①：調達実績の把握

グリーン購入法の義務付け対象団体において調達実績の把握がきちんと行なわれていないのではないかな（仮説①）ということから行われたアンケート調査（調査②）によって考えうる問題である。

アンケート問 2 で、「グリーン購入を行なうことによって、どのような点を負担に感じますか？」という設問を設けた。この回答としては選択肢 5 の「調達実績遵守状況」の把握が煩雑」という回答が最も多く（75.2%）、調達実績の把握がグリーン購入法を実施する上での負担であると考えていることが分かる。

³²平成 20 年度一般会計予算 第 169 回国会（常会）提出

³³文部科学省 報道発表 国立大学法人等の平成 20 事業年度財務諸表の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/09/___icsFiles/afieldfile/2009/09/09/1284200_1.pdf

³⁴文部科学省 報道発表 国立大学法人等の平成 20 事業年度財務諸表の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/09/___icsFiles/afieldfile/2009/09/09/1284200_1.pdf

³⁵総務省統計局グラフで見る日本の統計国家公務員数 <http://www.stat.go.jp/data/nihon/g5324.htm>

³⁶平成 19 年度労働力調査年報 <http://www.stat.go.jp/data/toudou/report/2007/ft/>

³⁷平成 19 年度における就業者数 6,412 万人

³⁸公官庁・独立行政法人・国立大学法人における従業員 297,222 人

またアンケート問 6 で、「貴団体で策定した調達方針を達成できていない品目はありますか？」という質問を行なった。回答としては、50%の団体が、自ら定めた調達方針を達成できていないと回答していることから仮説①の調達実績の把握がきちんと行なわれていないのではないかという事が裏付けられる。(資料 1、資料 2)

さらに、第 3 節第 3 項のクロス集計において、問 2 の選択肢 5「調達実績（遵守状況）把握が煩雑」と問 8-1「**グリーン購入調達方針の適合状況を、どのような手段で確認していますか?**」を合わせた回答情を分析した。選択肢 1「グリーン購入法に適合していない物品を購入する場合の申告を求めている」、選択肢 2「毎年定期的に一定のフォーマットでグリーン購入調達方針への適合状況について報告を求めている」、選択肢 3「個別の物品購入の際に、グリーン購入法適合欄を設けるなどして、チェックを求めている」という選択肢間で大きな差はなかった。これより調達実績の把握方法の違いにより、把握の負担の差は生じなく、個別具体的に把握に関して成功している事例を調査する必要がある。

第2項 問題点②：グリーン購入法の対象団体の範囲

これについては、現在の義務対象団体では日本でのグリーン購入市場に及ぼす影響が少なく、これではグリーン購入対象製品である環境配慮型製品の需要がさほど生み出されないのではないかと仮説(仮説③)に基づき、企業にとって環境配慮型製品を製造するインセンティブがないのではないかと、という問題提起から行なった、調査③のヒアリングや調査④の効果測定から考えうる問題である。調査③においてはヒアリングを行なったどの団体も今のままの範囲では足りないと感じており、グリーン購入法の対象を地方公共団体や個人である消費者に広めるべきと答えている。また調査④の検証Ⅱで義務対象団体の業務費が市場に占める割合は 6.23 パーセントであり、検証Ⅲで義務対象団体の従業員数が市場に占める割合は 0.46…パーセントという結果となったことよりも現在のグリーン購入法の対象団体で範囲が狭い。従って、今後対象団体を広めてゆく必要性があると言える。

第3項 問題点③：統一マークの必要性

これは仮説④の現在環境配慮型製品に関するラベル・マークは基準・発行団体・対象製品が統一されていない。従ってグリーン購入適合製品とそうでない製品の差別化がしにくいのではないかと問題提起から行なった、調査②アンケート調査・調査③ヒアリングから考えうる問題である。調査②については、グリーン購入法対象団体に行なったアンケートの問 2 で「グリーン購入を行なうことによって、どのような点を負担に感じますか？」という質問を行なった。これに対する回答は選択肢 10 の「物品の調達が煩雑・どれをかえばいいのかわからない」という意見が 3 番目に多く挙げられた (29.6%)。

また、問 10 の「グリーン購入法が制定されて 10 年経ちましたが、グリーン購入法に対して、なにかご意見等がありましたらご自由にご記入ください。」という設問からはグリーン購入法対象製品の基準が分かりづらく、そのために統一マークが欲しいといった意見が多く挙がった。(資料 1、2)

ところが調査③のヒアリングでは、ヒアリングを行なったどの団体でも製品基準は複雑でわかりづらいという点は承知しているが、新たにマークを作るのは困難であり、必要ないと考えている。従って、グリーン購入法対象製品の基準は分かりづらいが、現時点でこの基準を分かりやすくする方法としてマーク統一を採用するのは難しいと考えられる。(資料 3 第 1 回ヒアリング)

第4項 問題点④：中長期的な数値化された目標の必要性

この問題については、仮説⑤で‘循環型社会形成推進基本計画’中にグリーン購入法についての目標が定められているが、長期的なスパンではグリーン購入法が何を目指すのかという明確なビジョンが描かれていない、という問題提起から行なった調査③から考えうる問題である。調査③のヒアリングからは、環境省は長期的に市場シェアでグリーン購入の普及を図ることについては、環境省の業務の範囲外と考えている。しかし GPN・エコマークは長期的な目標設定を行なうことはグリーン購入を広めるのには良い方法と考えている。従って、グリーン購入を広めるために具体的・中長期的目標を設定するのは有効であると言える。(資料 3 第 1 回ヒアリング)

第5項 問題点⑤：供給側への規制の必要性

これは、アンケート問 10 の「グリーン購入法が制定されて 10 年経ちましたが、グリーン購入法に対して、なにかご意見がありましたらご自由にご記入ください。」という設問において、供給側に規制をしてグリーン購入製品の幅を増やして欲しいという意見があった(3 回答/32 団体)が、グリーン購入法は需要側を刺激することによって供給側の製品に幅をもたせ、価格を下げる効果を期待しているものである。従って、今回供給側に規制を行なうと法律の主旨とずれてしまうと考えられるので、問題として考えない。

第3章 政策提言

以上の考察を踏まえ、本章では、グリーン購入法について以下の三つの政策提言を行う。

提言①グリーン購入法における義務範囲の拡大

提言②調達実績の把握の煩雑さの改善

提言③ロードマップの必要性

第1節 政策提言①：グリーン購入法における義務範囲の拡大

先の分析の章でも述べたとおり、現行のグリーン購入法における義務の範囲は狭いといえる。支出額ベースで考えてみても、現在の義務対象団体のグリーン購入にあてられる支出額の総額が最終消費支出（在庫品増加及び財貨・サービスの純輸出を除いたもの）に占める割合は 6.2%³⁹に過ぎず、また職員数で見ても義務対象団体が市場の就業者数に占める割合は 0.46%⁴⁰にすぎない。

このような割合では国全体における環境配慮型製品の大きな需要は生み出されず、企業側にとっても環境配慮型製品を製造するインセンティブは生まれにくい。また、循環型社会形成推進基本計画⁴¹における「約 90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします。」「すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業）の約 50%及び非上場企業（従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所）の約 30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とします。」といった数値目標を達成することは難しい状況にあるといえる。

このような理由から、グリーン購入法の義務対象となる範囲を今後拡大していくべきであると考え。そこで、以下のように義務対象を拡大することを提案する。

まず、地方公共団体まで対象範囲を広げるべきである。地方公共団体とした理由は 3 つある。第 1 に現行の義務対象と同じく営利目的でないため、第 2 に循環型社会形成推進基本計画に「すべての地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施することを目標」と明記してあるため、第 3 に環境省のアンケートに地方公共団体の「組織的な取り組みは年々落ち込んでいる」⁴²と記載されているためである。ここでいう組織的な取り組みとは個人レベルでなく組織における購入に関してグリーン購入を行っているかを指す。

地方公共団体まで拡大することによって、職員数でみた場合、義務対象団体が市場の就業者数に占める割合は約 5%⁴³まで増加する。また、支出額でみた場合は、8.40%となる⁴⁴。特に従業員数でみた場合、義務対象に

³⁹ 第 2 章（4）検証Ⅱより

⁴⁰ 第 2 章（4）検証Ⅲより

⁴¹ <http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/index.html>

⁴² 環境省平成 21 年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

⁴³ 総務省統計局・グラフでみる日本の統計 地方公務員数

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/g5424.html>

⁴⁴ 「地方財政白書」

含まれる職員数は、これまでの約 10 倍に相当する。すなわち、グリーン購入に関わる人は確実に増加し、環境配慮型製品に対する新たな需要が生み出されるといえる。

次に、大企業まで対象範囲を広げるべきである。循環型社会形成推進基本計画においては「上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業）の約 50% 及び非上場企業（従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所）の約 30% が組織的にグリーン購入を実施することになること」も目標に掲げている。地方公共団体に義務範囲拡大後はこのような企業にもグリーン購入に積極的に取り組んでもらう必要がある。

企業に広めるにあたっては、罰則規定が必要であると考ええる。グリーン購入法においては罰則規定が設けられていない。一方、類似した環境配慮促進法においては罰則規定が設けられている。その理由はグリーン購入法においては義務対象が国及び独立行政法人であるため基本的に法律は遵守しているものという前提があるからだと考えられる。しかし企業に広めるにあたっては罰則なしでは遵守するインセンティブがないため罰則規定を設けるべきだと考える。

以下は地方公共団体と規模が 1 億円以上の企業⁴⁵の業務経費を試算したものである。なお。

・地方公共団体業務経費⁴⁶

= 9 兆 8153 億 6500 万円

・2008 年度における規模が 1 億円以上の企業業務経費

= 販売費および一般管理費 - (役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課) ⁴⁷

= 123 兆 6873 億 4400 万円 - (2 兆 0211 億 9300 万円 + 1694 億 4800 万円 + 51 兆 8524 億 8500 万円 + 12 兆 3465 億 7700 万円 + 12 兆 2469 億 1700 万円 + 4 兆 9321 億 7600 万円 + 14 兆 3400 億 4300 万円 + 4 兆 9868 億 5100 万円)

= (123 兆 6873 億 4400 万円 - 102 兆 8956 億 9000 万円)

= 20 兆 7916 億 5400 万円

・地方公共団体にまで義務対象範囲を広げた場合

(本省業務経費 + 独立行政法人業務経費 + 国立大学法人業務経費 + 地方公共団体) ÷ (最終消費支出 - 在庫品増加 - 財貨・サービスの純輸出)

= 41 兆. 5406 億 7000 万円 ÷ 494 兆 4023 億円

= 0.084022

≒ 8.40%

・地方公共団体・規模 1 億円以上の企業業務経費にまで義務対象範囲を広げた場合。

(本省業務経費 + 独立行政法人業務経費 + 国立大学法人業務経費 + 地方公共団体業務経費 + 規模 1 億円以上の企業業務経費) ÷ (最終消費支出 - 在庫品増加 - 財貨・サービスの純輸出)

= (3 兆 3819 億円 + 27 兆 2623 億円 + 1 兆 811 億円 + 9 兆 8153 億 6500 万円 + 20 兆 7916 億 5400 万円) ÷ 494 兆 4023 億円

= 51 兆 6169 億 5400 万円 ÷ 494 兆 4023 億円

= 0.126076

≒ 12.60%

よって、現在の義務対象団体に加えて、地方公共団体及び規模 1 億円以上の企業にグリーン購入法の義務を課すと、6.23% から 6.37% 増加し、12.6% になる。

⁴⁵ 適切な資料がなかったため規模が 1 億円以上とした。

財務総合政策研究所法人企業統計調査 時系列データ検索メニュー <http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>

⁴⁶ 「地方財政白書」

⁴⁷ 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」(原数値) 時系列データ検索

第2節 政策提言②：調達実績の把握の煩雑さの改善

アンケートの結果から伺えるように、現在の義務対象団体の多くが調達実績の把握の煩雑さを訴えている。私たちはこの煩雑さを解決していくべきであると考え。それには二つの理由が挙げられる。第一に、その煩雑さ故、報告に少なからず漏れが出てしまっているという点である。これについては現在の義務対象団体へ追加的に行ったヒアリング⁴⁸で「現在は基準が複雑になりすぎおり、非常に大変だ。グリーン購入に関して慣れている人でないとどうしても漏れが出てくる。」との証言により明らかである。第二に、今後義務対象を拡大していくに当たっては、そこに生じうる負担を予め軽減していく必要があると考えるからである。現在努力義務とされる地方公共団体へ環境省が毎年行うアンケートでは、グリーン購入の組織的な取り組みが出来ない理由として、「人的負担が大きいから」という理由が挙げられている。このことからその負担を軽減するような政策が必要であると考え。

調達実績の把握の煩雑さを改善するためにはどうしたら良いか。我々は以下の三つ案を出し、検証を行った。

1. 緩和化策 A 案（一括購入分のみ報告義務を課す案）
2. 緩和化策 B 案（市場普及率が高いグリーン購入法対象品目を義務対象から除外する案）
3. 電子調達システム案

第1項 緩和化策 A 案

この案は、個別購入分については把握・報告の義務を求めず、一括購入分のグリーン購入に関してだけ把握・報告義務を課すというものである。個別購入とは個人や各課ごとに購入することであり、一括購入は団体の中に調達統括本部などを設置して、一か所で取りまとめ購入することをいう。組織の物品調達を「大量一括購入」と「少量個別購入」という 2 段階で実施されていると仮定し、「少量個別購入」がグリーン購入担当者の把握の負担に繋がっていると考えた。そもそもグリーン購入を 100%把握することは不可能であり、物品調達者にとって過大な負担であるという立場にたち、可能な限り把握すればよいと考えられ、私たちは「大量一括購入」分だけ把握・報告義務を課すという緩和化策を考えた。

これは、組織の調達の大部分で「大量一括購入」をおこなっているのではないかという予測のもと考え出された案である。しかしながら、追加アンケートの結果からわかるように、実情では「少量個別購入」の方が多く、7割～9割を占める。このまま緩和策 A を採用して、7割～9割の少量個別購入に把握・報告義務を課さなければ、グリーン購入を守らない団体が増えてしまう。調達実績の把握・報告・公表はグリーン購入法の強制力となっているからだ。追加アンケート⁴⁹によると、これらの義務がなくなったら今後ともグリーン購入を行うかという質問に対し、「おそらくやらないだろう」との答えが見受けられたため、この政策ではグリーン購入法が形骸化してしまう恐れがある。

以上のような点から緩和化策 A は政策としては難しいとの結論に至った。

第2項 緩和化策 B 案

この案は、市場普及率が高いグリーン購入法対象品目に関しては把握・報告義務の対象外とする、というものである。そもそもグリーン購入法の目的は、環境配慮製品の需要を創出することである。そして、十分な需

⁴⁸ 資料 3 ヒアリング調査より

⁴⁹ 資料 3 ヒアリング調査より

要を創出するためには、義務対象団体にグリーン購入を適切に運用させる必要がある。条文に把握・報告義務の規定があるのは、手続きの適正化を図るためとも言える。しかし、環境配慮型製品の市場占有率が伸び、大半がグリーン購入適合製品になった品目を購入する場合、どの商品を買ってもグリーン購入適合製品であるため、把握・報告の義務付けの必要はないのではないかと考えた。すなわち、十分需要が創出できた品目に関しては、把握・報告を義務付けて、適切にグリーン購入を行う必要性が無くなる。例えば、用紙類はグリーン購入適合製品が市場に十分普及したと言えるから、把握・報告を無くしても、問題が無いことになる。このような考えのもとで考え出されたのが緩和化策Bである。

しかし、この政策が成り立つのは、グリーン購入法の製品基準が変わらないものと仮定した時である。今後段階的に基準をあげていく場合、一度把握・報告義務を無くしたものを再び把握・報告させることになってしまう。また、環境配慮型製品が市場占有率の何%になれば大半がグリーン購入適合製品になったとみなすかの判断が難しく、判断を下す検討会が必要となるという問題点からこちらも政策としては難しいという結論に至った。

第3項 電子調達システム案

調達実績の煩雑さという問題点を解決、改善するにあたり我々が最終的に辿り着いたのは電子調達システム案である。

電子調達システムは国が進めてきた電子政府/電子自治体の推進のシステムの一つであり、従来公共工事について電子入札が行われてきた。その後一般の物品調達についても電子入札のシステムが開発され、文房具といった類のものも電子調達されるようになっていく。電子調達システム自体は国や都道府県に関してはかなり広まって来ているといえ、今後は市町村等へもさらに広まっていくものと考えられる。このことは総務省の地方自治情報管理概要（平成22年4月1日現在）の取りまとめ結果「都道府県における電子入札（公共事業）の実施率は100%に達した。」という点からうかがえる⁵⁰。

電子調達システムの多くの組織への導入し、グリーン購入データベースの創設し、そしてこれらを連携させることが良いのではないかと考えた。グリーン購入データベースとはさまざまなグリーン購入製品の情報がとりまとめられたカタログのことである。特に本論文においてはウェブ上に掲載される電子カタログを指す。こういった電子カタログには環境省による「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム⁵¹」GPNによる「エコ商品ねっと⁵²」、エコマーク事務局による「グリーン購入法 特定調達品目検索システム⁵³」などがある。

現在電子調達システムが確立している自治体のうち、福岡県⁵⁴や岐阜県⁵⁵においてはこのシステムに「Green Station⁵⁶」を連携させている。「Green Station」とは、(株)ファイン⁵⁷が運営、(財)日本環境協会⁵⁸のもとで監修されるエコマーク商品総合情報サイトであり、電子調達に対応した電子カタログサービスの提供を行っている。この電子カタログ上では全ての物品情報がエコマーク認定商品及びグリーン購入法適合商品となっており、電子調達システムとの連携により効率的にグリーン調達を行うことができる。

⁵⁰ 地方自治情報管理概要（平成22年4月1日現在）の取りまとめ結果 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/36822.html

⁵¹ グリーン購入法特定調達物品情報提供システム <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

⁵² エコ商品ねっと <http://www.gpn-eco.net/>

⁵³ グリーン購入法 特定調達品目検索システム <http://www.ecomark.jp/green.php>

⁵⁴ 福岡県庁 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

⁵⁵ 岐阜県庁 <http://www.pref.gifu.lg.jp/>

⁵⁶ <http://www.greenstation.net/>

⁵⁷ (株)ファイン エコマーク商品に関する事業の他、デジタルコンテンツ事業にも取り組んでいる <http://www.fine-d.co.jp/>

⁵⁸ (財)日本環境協会 <http://www.jeas.or.jp/>

‘Green Station’では調達対象物品の選択が容易に行うことができ、物品データを電子調達システムの調達物品エントリ画面に取り込むことにより手入力箇所を少なくし、その結果、誤入力・誤発注を防ぐこともできる。

福岡の事例

福岡県では電子調達システムを導入し、またそこに Green Station を連携させることで、効率的なグリーン購入をおこなっている。福岡の電子調達システムでは集中調達制度を導入している。これは従来、文房具などの物品購入に関しては、約 205 ヶ所ある本庁の各課や出先機関で個別に業者を選び、随意契約で購入していたことによって県と取引実績のない業者が新規参入することが難しい状況であったものを、購入事務を本庁の総務事務センターに集中させることで、各部署は購入請求をするだけで納品されるという仕組みである。つまり従来は 250 カ所の出先機関で個別に行っていた物品調達事務を、文房具類に関しては県内を 7 ブロックに分割した単位で発注し、総務事務センターで一括して契約、支払を行うという制度である。ここに電子カタログである Green Station を連携させることでグリーン購入を効率的かつ確実におこなっている。

集中調達制度においては手元に届くまでに時間がかかるのではないかとヒアリングをおこなったところ、「その点に関しては在庫管理を徹底している⁵⁹⁾」とのことであった。また「基本的には ‘Green Station’ からしか選べないとしているが、手元に在庫がなく、どうしても急ぎで必要な場合は個別購入を特例として認めている⁶⁰⁾」とのことであった。

集中調達制度に関連して、二つの新聞記事を紹介しておく。「政府の行政刷新会議(議長・菅直人首相)の公共サービス分科会は、来年 4 月から全省庁で物品の共同調達を実施し、約 10 兆円とされる政府調達コストの削減を目指す方針を決めた。現在、共同調達の導入に向け、IT システムなど、会計管理の共通化を急いでいる⁶¹⁾。」「千葉市においては 2011 年度から、電子調達システムについて、千葉県や県内市町が共同利用しているシステムに切り替える独自システムを更新して用いる場合に比べ、共通化によって経費削減の効果が大きいと判断した。入札に参加する企業にとっても、手続きの簡素化など利点が見込める⁶²⁾。」

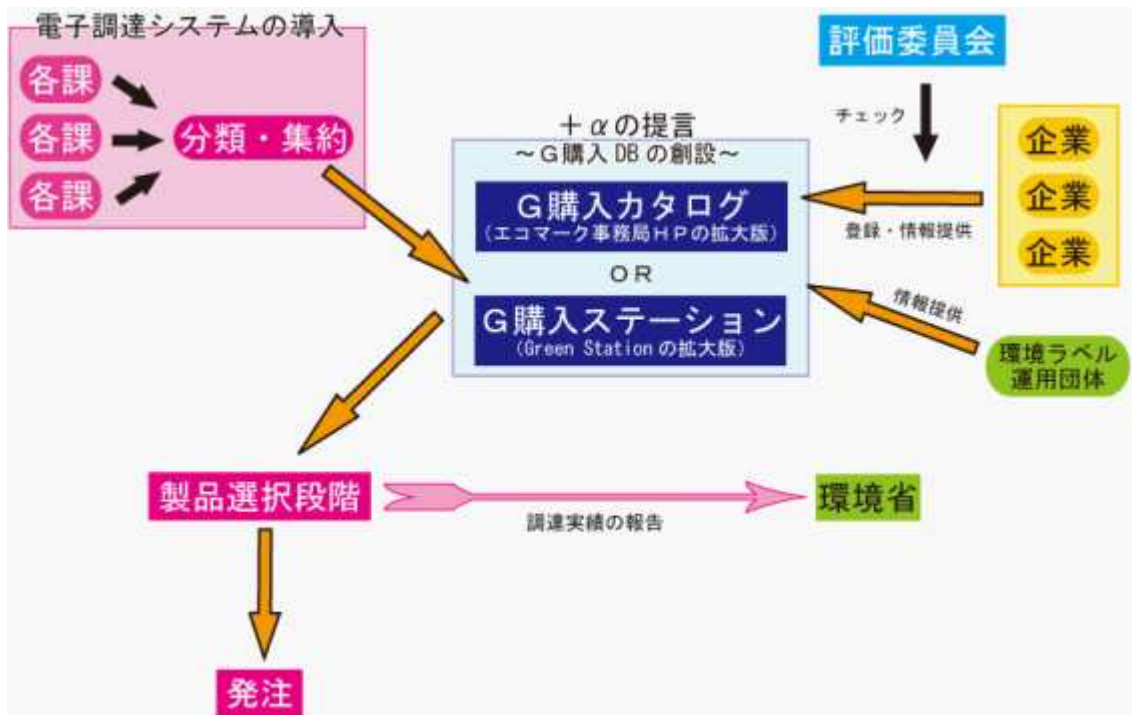
これらを踏まえ、私たちが提言したいのは、電子調達システムの導入、Green Station に代わる新たなグリーン購入データベースの創設、福岡の例でみた集中調達制度の導入である。さらに +α の提言として新たなグリーン購入データベースの創設にあたっては製品の登録段階で評価委員会を設置し、その製品がグリーン購入法に適合したものであるかチェックを行う。また多くの環境ラベル運用団体はグリーン購入データベースに対して、情報提供を行う形にする。以下が導入システムの図になる。

⁵⁹⁾ 資料 3 ヒアリング調査より引用

⁶⁰⁾ 資料 3 ヒアリング調査より引用

⁶¹⁾ 日本経済新聞 11 月 4 日朝刊より引用

⁶²⁾ 日本経済新聞 11 月 3 日朝刊より引用



(出典) 筆者作成

新たなグリーン購入データベースを創設する理由としては2つ挙げられる。第一にGreen Stationをそのまま活用したのではエコマークのみの情報限られてしまい、その他の環境ラベルにおけるグリーン購入製品の情報は全く得られない。第二に金銭的理由でエコマークを取得できない企業に対する産業障壁にもなり得るからである。

この新たなグリーン購入データベースは誰が作成し、誰が運営するのか。これについては環境省が中心となり、環境ラベル団体へ呼び掛け、運営を行うものとする。データベースのシステムの構築自体については現在、類似のシステムを確立している企業(ex. ㈱ファイン)へと委託するものとし、環境省との連携を図る。

このようなシステムを取り入れることで次のようなメリットが生まれるといえる。

1. 調達実績の把握の煩雑さの改善
2. 発注ロットをまとめることで、調達コストを低減
3. 地方機関での調達業務の省力化
4. 乱立したエコラベルの整理
5. 認定制度のなかったグリーン購入製品に対する信憑性の確保

1. 調達実績の把握の煩雑さの改善

集中調達制度により義務対象範囲の各団体の各課は必要な物品を個別に購入するのではなく、各課でグリーン購入データベースより商品を選択、その情報をグリーン購入担当のもとへ集約させ、その情報を分類し、入札にかける。グリーン購入担当が情報を一元的に管理することで、調達実績の把握を容易に行えるようになるのである。また、商品の情報をとりまとめることで調達実績の環境省への報告の手間も少なくなる。

2. 発注ロットをまとめることで、調達コストを低減

発注ロットをまとめ、大量購入を行うので、調達のコストダウン効果が期待できる。

3. 地方機関での調達業務の省力化

現在、こういった電子調達システムと電子カタログ（Green Station）との連携によるものは地方自治体によって活用されている。今後法律の義務の適用範囲を拡大していくにあたり、人手不足といった理由によりグリーン購入が難しい、といった問題が解決される。このことについては環境省が毎年地方公共団体を対象に行うアンケートに、グリーン購入に組織的に取り組めない代表的な理由の一つとして人手不足が挙げられている。

システムの導入により調達業務の省力化が可能となり、グリーン購入法への負担を最小限に抑えることができる。

4. 乱立したエコラベルの整理

現在義務範囲となっている団体に対するアンケートで多く見られた、乱立したエコラベルを整理できないかという問題が解決される。グリーン購入データベースで紹介、斡旋、する製品はすべてグリーン購入適合製品であり、企業は販売したい製品に関して情報提供を行うが、その製品がグリーン購入法に準拠しているか否かを評価委員会がチェックする体制をとる。また、全ての環境ラベルを運営している団体に情報提供を行わせ、データベースに反映することで、グリーン購入適合製品とその他のラベルの取得状況を購入者に伝えることが可能になる。ここにグリーン購入法対象品目とその他ラベルとの関係が明らかになり、乱立したエコラベルは整理を整理することができる。

5. 認定制度のなかったグリーン購入製品に対する信憑性の確保

グリーン購入法の基本方針に定める特定調達品目の判断の基準を満たす製品について、現在認定制度はなく、判断の基準を満たすか否かは、サプライヤーの自主宣言⁶³によるものとなっている。このままではグリーン購入製品に対する信憑性は薄く、またかつての古紙偽造のような問題が起こりかねない。評価委員会の設置により、その製品がグリーン購入法に準拠しているかがチェックされ製品にたいする信憑性が確保される。

評価委員会は新しいグリーン購入データベースへと参加する環境ラベル団体からなり、各団体それぞれ一名ずつ代表を出すものとする。

第3節 政策提言③：ロードマップの作成に関して

政策提言③では、まず、環境配慮型物品の普及をより戦略的に実施するために、中長期的な目標を具体的にかつ明確に定めたロードマップの作成を提案する。次に、具体的なロードマップとして現行のグリーン購入法の条文に記載されている‘基本方針’を‘基本計画’に発展させ、さらに条文上に継続的改善がなされる手続きを盛り込むことを提案する。

ロードマップを提案するにあたり、改めて問題意識を確認しておく。問題意識としては、以下の2点が挙げられる。

第1に、グリーン購入法が短期的なビジョンに基づいて運用されているという問題である。私たちは、グリーン購入法に関して、義務範囲や対象品目を適切に定めることで、環境配慮型製品への需要を創出するための手段として位置づけている。しかし、現行のグリーン購入法は環境省の短期的なビジョンによって運用されている。ヒアリングからも明らかなように、グリーン購入法の運用主体である環境省の業務内容は、グリーン購入法に該当する対象品目を年に2～3品目増加させることだけに留まっている。すなわち、環境省はグリーン購入法を戦略的に運用しておらず、現状のままであれば、今後グリーン購入が普及していくことは望めない。

第2に、グリーン購入を推進していく団体間での足並みがそろっていないため、協力体制が構築されていないという問題である。これは環境省、GPN、エコマーク事務局に対して行ったヒアリング結果⁶⁴からも明らかである。例えば、各団体間では、義務対象範囲が狭いという共通の認識を持つものの連携した取組みが見られないことなどが挙げられる。現状のままで、グリーン購入を普及していくに当たり、各団体の強みを活かさないだけでなく、弱みを補強しあう体制も構築されない。

⁶³ グリーン購入法.net <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

⁶⁴ 資料3 ヒアリング第1回調査

上記のような問題の解決策として、私たちはロードマップの作成を主張する。中長期的かつ明確な数値目標を定めたロードマップを作成することで、グリーン購入法が戦略的に運用されるようになり、より効率的に環境配慮型製品の普及を推進できると考えている。すなわち、グリーン購入法の範囲を適切に拡大させることで、環境配慮物品に対する需要を創出できる⁶⁵。また、グリーン購入法に適合した製品が掲載されているデータベースを作成することで、環境配慮製品をより普及させることも可能になる⁶⁶。さらに、グリーン購入の普及に大きく関わる団体やその他多くのアクターが協同で、中長期的かつ明確な数値目標を定めたロードマップを作成することによって、団体間の足並みが揃い、ビジョンが共有され、各団体の強みを生かした分担体制が構築できると考える。加えて役割分担が明確化されれば、多面的にグリーン購入を推進することが可能になる。以下では、ロードマップの具体的な内容に関して言及する。

上記の通り、私たちはロードマップを提案するのだが、グリーン購入に関して中長期的な目標が示されているものは既に存在する。それは、循環型社会形成基本計画に「循環型社会形成に向けた意識・行動の変化廃棄物に対する意識・行動アンケート調査結果として、約 90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50%の人たちがこれらについて具体的に行動するようになることを目標とします。」、「アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業）の約 50%及び非上場企業（従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所）の約 30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とします。」という形で示されている。また、グリーン購入法の条文上には、「基本方針の策定⁶⁷」についても記載がある。

しかしながら、これらは目標達成に至る具体的な経過や期限等が定められておらず、抽象的な記載に留まっている。これでは、グリーン購入法を戦略的に運用すべきと考える私たちの立場にはそぐわない。そこで、ロードマップとして現行のグリーン購入法の条文に記載されている「基本方針」を「基本計画」に発展的に変更することを提案する。この基本計画には、グリーン購入を普及させるために中長期的かつ具体的な目標を定めさせるだけでなく、目標達成のために必要な施策を明記することとする。現行のグリーン購入法の基本方針策定に関する条文の規定では、上記のような基本計画を策定するに当たり、現行の条文では不備があるため、以下のように条文を変更すべきである。

基本計画案⁶⁸

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的な方向及び基本的な方針

三 環境物品等の普及の促進に関し、国が達成すべき目標

四 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

五 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

六 前各号に掲げるもののほか、環境物品等の普及促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

七 環境物品の普及の促進に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等）にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

⁶⁵ 政策提言①より

⁶⁶ 政策提言②より

⁶⁷ グリーン購入法 6 条

⁶⁸ 条文の変更分に関しては、下線で示す。

4 環境大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の環境省令で定める方法により、環境物品の普及に関わる組織及び国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、義務対象団体の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

6 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、環境物品の普及及び製造技術の進歩その他の環境物品に関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

上記のように条文を変更した理由は、単に中長期的かつ具体的な目標を設定させるためだけではない。目標の設定後、確実に実施され、適切に監査され、結果を時期の目標に反映させるという、Plan・Do・Check・ActというPDCAサイクルを確立し、環境配慮型製品の普及を継続的に改善していくためである。

以下、PDCAサイクルの役割が条文のどの項目に該当するのかを説明する。

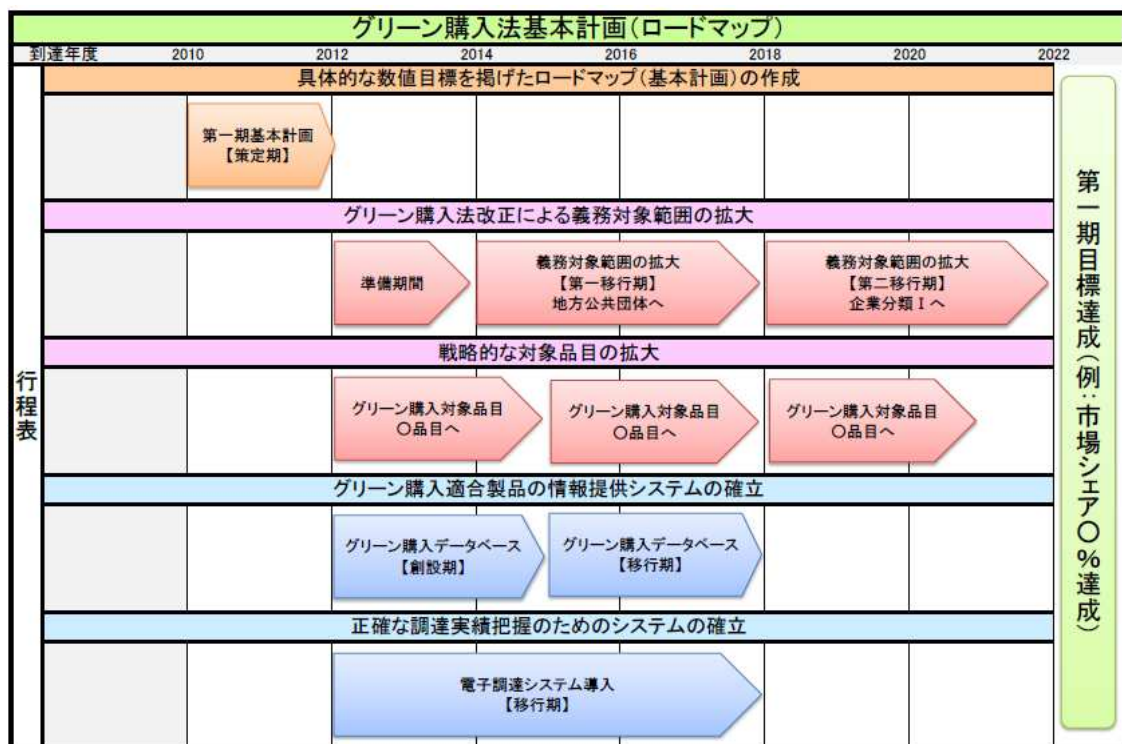
Planは、6条1項に該当する。この規定では、中長期的な目標である基本計画の作成を義務付け、具体的な内容に関しては6条2項の各号に規定される。また、6条4項の規定を盛り込むことで、基本計画の策定段階で、環境ラベル運用団体やグリーン購入の普及活動を行う団体の意見を反映させることが可能になり、長期的なビジョンを共有し、役割分担が可能になる。具体的には、ヒアリング⁶⁹結果から明らかなように、GPNなどの組織にグリーン購入法に関する調査を委託したり、環境ラベル運用団体と連携してグリーン購入普及のイベントを開催したりすることが可能になる。

Doは、政府が環境配慮型製品の普及を促進させるような施策の実施に該当する。具体的に盛り込むべき内容としては、義務対象範囲の拡大、電子調達システムの採用、グリーン購入データベースの創設、対象品目の拡充、環境省以外のアクターの行動等が考えられる。義務対象範囲の拡大⁷⁰、電子調達システムの採用、グリーン購入データベースの創設に関して基本計画⁷¹に基づいて目標を可視化すると下図のようになる。環境省は、このように取組み内容に関して具体的な数値目標を定め、可視化することで他団体と共通のビジョンを持てる。

⁶⁹ 資料3 ヒアリング第1回調査より

⁷⁰ 政策提言①より

⁷¹ 政策提言②より



72

Check・Act に関しては、6条7項の規定を盛り込むことによって機能させる。すなわち、基本計画に定められた目的の達成度に関する評価を行い、環境配慮型製品の普及率や製造技術の進歩など、環境配慮型製品取り巻く環境を次期の目標に反映させるプロセスを確立することで継続的に改善していく。

以上のように、グリーン購入法に関して中長期的な基本計画を協同で作成することで、グリーン購入を戦略的に普及できるだけでなく、多様な団体間の連携を創出し、環境配慮型製品の普及に関する業務を分担することが可能になる。さらに、現行のグリーン購入法の基本方針に関する記載を、基本計画に変更し、PDCA サイクルを確立させるプロセスを導入することで、継続的に取組みを改善していくことが可能になる。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

著者名（発表年）「タイトル」『収録雑誌名』号数、ページ数

Author (year), "title," in review, publisher, volume, page—page

《参考文献》

著者名（発表年）『書名』出版社

Author (year), "title," in book, publisher (press), page—page

佐藤博之「市場からの環境誘導政策—グリーン購入について」『The Operations Research Society of Japan 6月号』（2002）

川島康弘「グリーン購入と環境ラベル」『日本機械学会誌 Vol104 No997』（2001）

原田和幸「グリーン購入法の意義・現状・課題」『Journal of Life Cycle Assessment Vol15 No2』（2009）

《データ出典》

著者名『論文・記事名』アドレス、アクセス日時

環境省 報道資料 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9700>

循環型社会形成推進基本計画（平成15年制定）

循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果

環境省『別添資料2「調達実績と環境負荷低減効果等の評価について」

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15735&hou_id=12544

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 第9条

環境省 報道発表資料 国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等について

（お知らせ）<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12544>

環境省 温室効果ガス排出量 日本の温室効果ガス排出量 2008年度の温室効果ガス排出量（速報値）

について <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2008sokuho.pdf>

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 第1条

循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月）

第3章 循環型社会形成のための数値目標 第2節 取組指標に関する目標

平成20年度 公官庁と独立行政法人の予算歳出総計 83兆0613億3991万3千円

平成20年度 国立大学法人の予算 2兆7248億円

内閣府 統計情報・調査結果 平成20年度国民経済計算 国内総生産勘定（生産側及び支出側）

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h20-kaku/22annual-report-j.html>

平成20年度一般会計予算 第169回国会（常会）提出

文部科学省 報道発表 国立大学法人等の平成20事業年度財務諸表の概要

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/09/_icsFiles/afieldfile/2009/09/09/1284200_1.pdf

総務省統計局グラフで見る日本の統計国家公務員数 <http://www.stat.go.jp/data/nihon/g5324.htm>

平成19年度労働力調査年報 <http://www.stat.go.jp/data/toudou/report/2007/ft/>

平成19年度における就業者数 6,412万人

公官庁・独立行政法人・国立大学法人における従業員 297,222人

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/index.html>

環境省平成21年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

総務省統計局・グラフでみる日本の統計 地方公務員数

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/g5424.html>

「地方財政白書」

財務総合政策研究所法人企業統計調査 時系列データ検索メニュー

<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>

法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」(原数値) 時系列データ検索
地方自治情報管理概要 (平成 22 年 4 月 1 日現在) の取りまとめ結果

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/36822.html

グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>

エコ商品ねっと <http://www.gpn-eco.net/>

グリーン購入法 特定調達品目検索システム <http://www.ecomark.jp/green.php>

福岡県庁 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

岐阜県庁 <http://www.pref.gifu.lg.jp/>

グリーンステーション <http://www.greenstation.net/>

(株)ファイン <http://www.fine-d.co.jp/>

(財) 日本環境協会 <http://www.jeas.or.jp/>

日本経済新聞 11 月 4 日朝刊より引用

日本経済新聞 11 月 3 日朝刊より引用

グリーン購入法.net <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

補足資料

資料 1

グリーン購入法ご担当者へのアンケート

千葉大学法経学部倉阪研究室

問 1 グリーン購入を行うことで、どのようなメリットを感じますか？

以下の中から当てはまるものをすべてお選びください。

1. 構成員への意識啓発効果がある
2. 環境配慮型製品の市場での普及に役立つ
3. 必要物品の再検討による購入物品の質の向上効果がある
4. 必要経費の縮減効果がある
5. その他()
6. 特にメリットは感じない

問 2 グリーン購入を行うことによって、どのような点を負担に感じますか？

以下の中から当てはまるものをすべてお選びください。

1. 人手が足りない
2. 金銭面での負担が大きい
3. 調達方針の策定が煩雑
4. 調達方針の年度ごとの更新が煩雑
5. 調達実績（遵守状況）把握が煩雑
6. 調達実績の主務大臣又は環境大臣への報告が煩雑
7. 調達実績の一般への公表が煩雑
8. 構成員に対する周知が進まない
9. 構成員が非協力的である
10. 物品の調達が煩雑・どれを買えばいいのかわからない
11. その他()
12. 負担に感じることはない

問 3 貴組織におけるグリーン購入調達方針の策定について伺います。

問 3－1 グリーン購入の調達方針を策定する際に、参考になっているものはありますか？

以下の中から当てはまるものをすべてお選びください。

1. 政府が出している基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）
2. 環境ラベリング制度
3. 環境負荷データ表示／提供制度
4. 横断的な地域連携（八都府県市、六府県市等）による取組
5. メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット等
6. メーカー等の営業担当者のアドバイス等
7. その他()
8. 特に参考になっているものはない

問3-2 (構成員が各自研究費を取得する形の組織のみお答えください) 貴組織では、研究室単位における公的研究費での物品調達を、組織の調達方針の対象にしていますか?

1. はい
2. いいえ

問4 貴組織のグリーン購入調達方針の公表について伺います。どのような手段で公表を行っていますか? 以下の中から当てはまるものをすべてお選びください。

1. ホームページ
2. 報告書(環境報告書、CSR 報告書、その他)
3. リーフレット等
4. その他()

問5 貴組織のグリーン購入調達実績の公表について伺います。どのような形で調達実績の公表を行っていますか? 以下の中から当てはまるものをすべてお選びください。

1. ホームページ
2. 報告書(環境報告書、CSR 報告書、その他)
3. リーフレット等
4. その他()

問6 貴組織で策定した調達方針を達成できていない品目はありますか?

1. 達成できていない品目はない(100%遵守できている)
2. 達成できていない品目がある
(具体的に:)

問7 貴組織では、調達方針が守られなかった場合、何らかの対処を行っていますか?

1. 調達方針が守られるように周知などを行う。
2. 調達方針を実態に応じて見直す。
3. 調達方針が守られなかったことがない(100%遵守できている)
4. その他
(具体的に:)

問8 貴組織におけるグリーン購入の調達実績の把握について伺います。

問8-1 グリーン購入調達方針の適合状況を、どのような手段で確認していますか?

あてはまるものをお選びください。

1. グリーン購入法に適合していない物品を購入する場合の申告を求めている
2. 毎年定期的に一定のフォーマットでグリーン購入調達方針への適合状況について報告を求めている
3. 個別の物品購入の際に、グリーン購入法適合欄を設けるなどして、チェックを求めている
4. その他 ()

問8-2 (構成員が各自研究費を取得する形の組織のみお答えください) 調達方針の遵守状況(=調達実績)を把握するにあたり、組織内のどこまでの調達状況に関する情報を集めていますか? あてはまるものをお選びください。

1. 組織として一括して購入した物品のみの適合状況を確認している
2. (1.に加えて) 各部門(学部等)の事務において購入した物品まで適合状況を確認している
3. (1.2.に加えて) 研究室の個人研究費(公費)についても適合状況を確認している
4. その他 ()

問 9 構成員に対するグリーン購入の周知について伺います。

問 9-1 構成員に対して、どのような周知活動を行っていますか？

1. グリーン購入を周知させるための研修などを行っている
2. 定例の部内会議・教授会などで周知を行っている
3. 協力を要請する内容のパンフレット、リーフレットなどを作成して配布している
4. グリーン購入適合製品が掲載されたカタログなどを配布している
5. その他の形で周知している（具体的に：_____）
6. 特に何も行っていない

問 9-2 （問 9-1）で「1～5」と回答された方に伺います。

構成員に対するグリーン購入の周知状況をアンケートなどで確認していますか？

確認している場合は、全体の約何パーセントの方が認知しているかなど、わかる範囲でご記入ください。

1. はい（認知度など：_____）
2. いいえ

問 10 グリーン購入法が制定されて 10 年経ちましたが、グリーン購入法に対して、なにかご意見等がありましたらご自由にご記入ください。

最後にご回答いただいた方についてお伺いします。

（所属部課名・回答者名は差し支えなければご記入ください。）

貴社・団体名	
所属部課名	
回答者名	

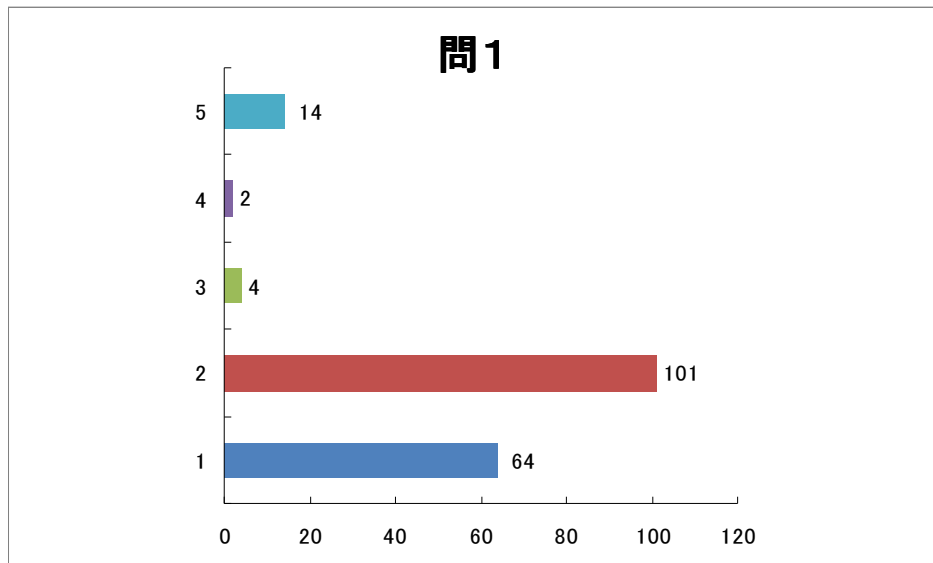
以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 2

アンケート結果

問 1 「グリーン購入を行うことで、どのようなメリットを感じますか?」

選択肢 2「環境配慮型製品の市場での普及に役立つ」にチェックしている割合が 84%で最も多い
⇒グリーン購入に関する一定の理解は得られているが、多くの団体が実績把握を負担に感じている。
⇒外的効果はないが、内的効果はあることがわかる



問 2 の「グリーン購入を行う上でデメリットであると感じること」で顕著に多かったものを挙げる。

選択肢 5 「調達実績の把握が煩雑」⇒75%

選択肢 6 「調達実績の報告が煩雑」⇒40%

選択肢 10「物品の調達が煩雑」⇒31%

選択肢 4 「調達方針の更新が煩雑」⇒30%

選択肢 3 「調達方針の作成が煩雑」⇒29%

以下では、問 2 で質問したグリーン購入を行う上での負担に関して分析していく。

①選択肢 1、選択肢 2 の回答状況について

選択肢 1「人手が足りない」⇒13%

選択肢 2「金銭面での負担が大きい」⇒22%

⇒地方公共団体がグリーン購入を実施する場合懸念されている問題点が、人員不足と金銭的負担である。しかし、これらの負担は国等の機関ではそれほど大きな負担とはなっていないと言える。

②選択肢 3、選択肢 4 の回答状況の分析について

46 団体が選択肢 3、または選択肢 4 のいずれかにチェックし、その内、両方にチェックしていたのは 25 団体 (54%)

⇒全体の約 38% が調達方針の作成・更新を負担だと考えていることがわかった。この数値は決して無視できる値ではないが、普遍的に組織の抱える問題とも言えないため、優先順位の高い問題ではないと判断した。

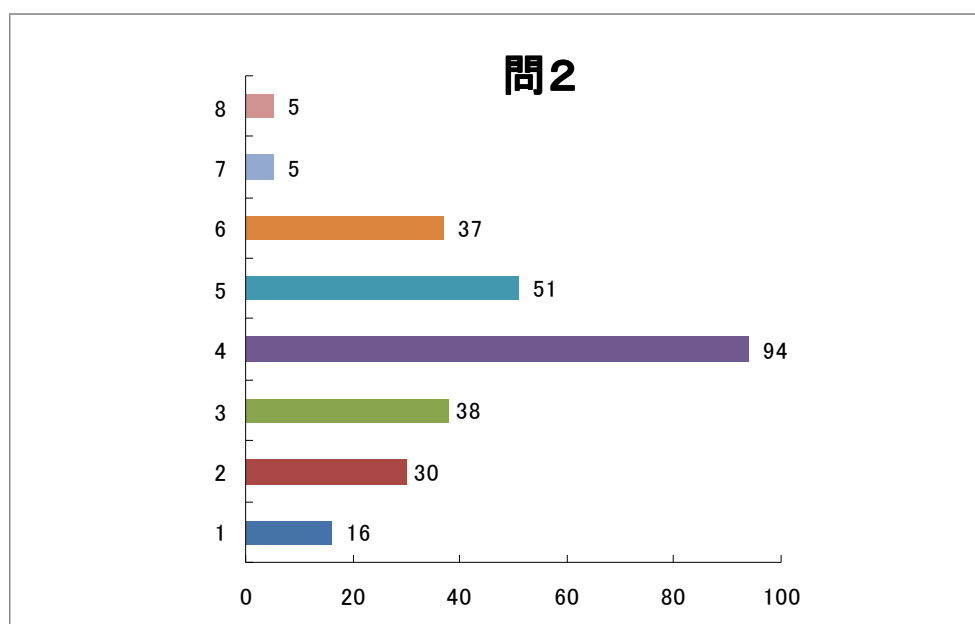
③選択肢 5、選択肢 6 の回答状況

103 団体が選択肢 5、または選択肢 6 にチェックし、その内、両方にチェックしているのは 35 団体（33%）であった。しかし、選択肢 6 にチェックしている団体のうち、選択肢 5 にチェックしている団体の割合は 72% にのぼる。

⇒グリーン購入法の報告義務自体が煩雑なのではなく、報告する過程で調達実績の把握が煩雑であるため、報告義務を煩雑と考えているのではないか。また、全体の 75% が負担だと感じている選択肢 5「調達実績の把握が煩雑」を最優先の解決すべき問題であると判断した。

④ 選択肢 10 の回答状況の分析に関して

⇒物品の調達が煩雑であるということは、すなわち、担当者がグリーン購入適合製品を購入する際に判断基準が分からないことを表す。②同様、無視できない問題であるが、普遍的に当てはまる問題ではないため優先順位はそれほど高くないと判断した。



問3 貴組織におけるグリーン購入調達方針の策定について伺います。

グリーン購入の調達方針を策定する際に、参考にしているものはありますか？

選択肢 1 「政府が出している基本方針」（95%）、

選択肢 2 「環境ラベリング制度」（7%）

選択肢 3 「環境負荷データ表示／提供制度」（1.6%）

選択肢 4 「横断的な地域連携による取組」（0%）

選択肢 5 「メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット等」（24%）

選択肢 6 「メーカー等の担当営業者のアドバイス等」（8%）

選択肢 7 「その他」（3%）

選択肢 8 「特に参考にしているものはない」（3%）

選択肢 1 「政府が出している基本方針」が大半であり、「環境ラベリング制度」や「環境負荷データ表示／提供制度」を利用している団体はほとんどないことが明らかになった。

問4 貴組織のグリーン購入調達方針の公表について伺います。

どのような手段で公表を行っていますか？

選択肢1「ホームページ」(95%)

選択肢2「報告書」(10%)

選択肢3「リーフレット等」(1%)

選択肢4「その他」(1%)

ホームページで報告を行っている団体が大半を占めた。

問5 貴組織のグリーン購入調達実績の公表について伺います。

どのような形で調達実績の公表を行っていますか？

選択肢1「ホームページ」(95%)

選択肢2「報告書」(22%)

選択肢3「リーフレット等」(0%)

選択肢4「その他」(2%)

問4と同様に、ホームページで報告を行っている団体が大半を占めた。調達方針の公表よりも、報告書での公開は若干多いものの、ほとんどの組織では、ホームページでの公表が大半であることが明らかになった。

問6 貴組織で策定した調達方針を達成できていない品目はありますか？

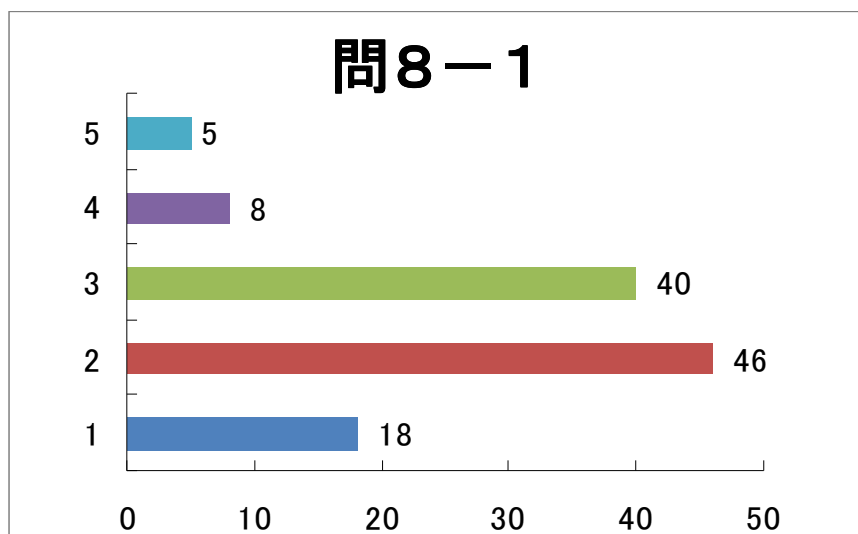
選択肢1「達成できていない品目はない(100%遵守できている)→49%」

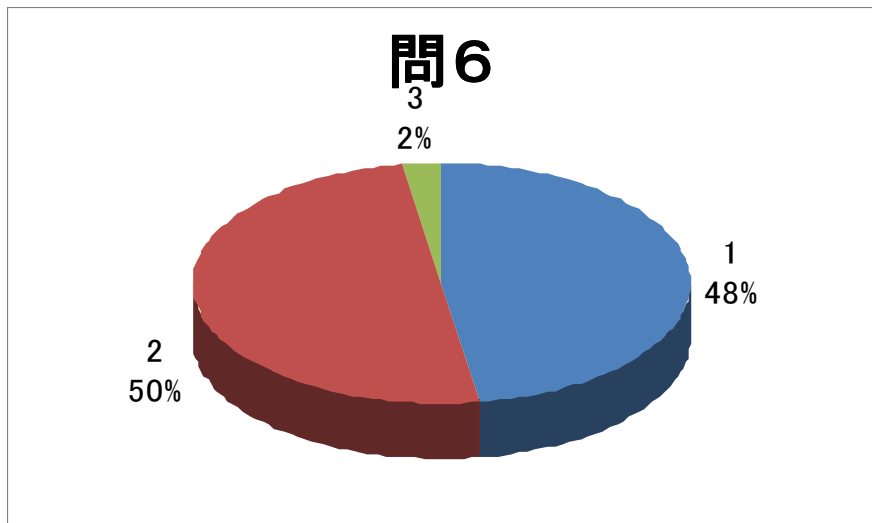
選択肢2「達成できていない品目がある→51%」

ほぼ半々ずつの結果が得られた。達成できない品目について、多くの団体が印刷用紙について達成がなされていなかった。

問8-1においては選択肢2への回答が6割を占めた。このことから組織におけうほとんどが毎年定期的に一定のフォーマットでグリーン購入調達方針への適合状況について報告を求めていることがわかる。

問8-2においては選択肢4(その他)が圧倒的であるがこれは未回答が多かったためである。





問 10

グリーン購入法についての意見を自由にご記入ください。

(125 団体中 32 団体が回答、複数の団体から頂いた意見を抜粋)

- ▶ 基準が複雑である(読み違い、漏れが生じる原因に) 10/32
- ▶ マークを統一して欲しい 5/32
- ▶ グリーン購入法に意義を感じない(特に把握、報告に関して) 5/32
- ▶ 供給側に何らかの規制が必要 4/32
- ▶ 適合製品の種類、数が少ない 3/32
- ▶ 事務負担が大きい 3/32
- ▶ 今後とも取り組んでいきたい 2/32

◆アンケート分析

以下では、問 2 で質問したグリーン購入を行う上での負担に関して分析していく。

①選択肢 1、選択肢 2 の回答状況について

選択肢 1「人手が足りない」 ⇒13%

選択肢 2「金銭面での負担が大きい」 ⇒22%

⇒地方公共団体がグリーン購入を実施する場合懸念されている問題点が、人員不足と金銭的負担である。
しかし、これらの負担は国等の機関ではそれほど大きな負担とはなっていないと言える。

②選択肢 3、選択肢 4 の回答状況の分析について

46 団体が選択肢 3、または選択肢 4 のいずれかにチェックし、その内、両方にチェックしていたのは 25 団体 (54%)

⇒全体の約 38%が調達方針の作成・更新を負担だと考えていることがわかった。この数値は決して無視できる値ではないが、
普遍的に組織の抱える問題とも言えないため、優先順位の高い問題ではないと判断した。

③選択肢 5、選択肢 6 の回答状況

103 団体が選択肢 5、または選択肢 6 にチェックし、その内、両方にチェックしているのは 35 団体（33%）であった。

しかし、選択肢 6 にチェックしている団体のうち、選択肢 5 にチェックしている団体の割合は 72%にのぼる。
⇒グリーン購入法の報告義務自体が煩雑なのではなく、報告する過程で調達実績の把握が煩雑であるため、報告義務を煩雑と考えているのではないか。また、全体の 75%が負担だと感じている
選択肢 5「調達実績の把握が煩雑」を最優先の解決すべき問題であると判断した。

④選択肢 10 の回答状況の分析に関して

⇒物品の調達が煩雑であるということは、すなわち、担当者がグリーン購入適合製品を購入する際に判断基準が分からないことを表す。

②同様、無視できない問題であるが、普遍的に当てはまる問題ではないため優先順位はそれほど高くないと判断した。

◆分析結果のまとめ

アンケートを分析した結果、グリーン購入法の問題点として以下 2 点が判明した。

- ・グリーン購入法の適用範囲にある国及び独立行政法人等の組織には、グリーン購入を行うに際して人員不足や金銭的負担を感じてはいない。
- ・国及び独立行政法人等の組織が普遍的に抱えている問題としては、組織内におけるグリーン購入の調達実績の把握が最も大きな負担であると言える。

資料 3

第1回ヒアリング団体と担当者・日時

今年8月にグリーン購入に関係する団体にヒアリングを行った。

- ① グリーン購入ネットワーク (GPN) 副事務局長 深津様 8月12日(木)
- ② 財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 総合環境政策局 環境政策局環境経済課 グリーン購入担当 平澤様 8月19日(木)
- ③ 環境省 普及・国際協力課 津崎様 8月24日(火)の3団体にヒアリングを行った。

<ヒアリング対象団体の紹介>

(1) グリーン購入ネットワーク (以下、GPN)

「グリーン購入に必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発など、企業・行政機関・消費者が各自の方針で自主的にグリーン購入に取り組むことを支援するとともに、それを社会一般にアピールすることなどを通して、商品の製造者に環境配慮型製品の開発・供給のインセンティブを与え、環境保全型商品の市場創出、ひいては持続可能な社会経済づくりに寄与することを目的としています。」¹

(2) (財) 日本環境協会 エコマーク事務局 (以下、エコマーク事務局)

「エコマーク事業は(財)日本環境協会が実施している事業で、1989年(平成元年)にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス)に『エコマーク』を付けることで、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的としています。」²

<まとめ>

今回義務団体へのアンケートから、5つの仮説をたてた。i 今のままでは環境配慮型製品の市場シェアが広がらないのではないかということ、ii 供給側にも規制が必要ではないかということ、iii に各団体の調達担当者の負担から、統一マークが必要なのではないか、iv 把握の仕方に問題があるのではないか、そしてv 中長期的な数値化された目標がたてられていないため、環境省・GPN・エコマークの団体の目指す所がそれぞれ違うのではないか、という仮説である。ヒアリングの結果、ii の供給側への規制とiii の統一マークを新たに作るという仮説は実現不可能であると判断し、今回は、i 市場シェアの小ささとiv 把握方法の問題、及びv 中長期的な数値化の必要性、vi 罰則規定について今後考えていくことにした。

<ヒアリング内容>

問1～問7の質問は共通して行った。

- ・現在の義務範囲では、日本全体に与える影響が少ないと考えたため、

問1 グリーン購入の義務範囲を広げるべきか

問2 供給側に環境配慮型製品を作るよう義務を課すべきか

問3 環境負荷軽減効果の測り方について (CO2 ベースでの環境負荷の計測法で正確に環境配慮製品が普及した場合の負荷が算出できるのか、市場シェアで環境への貢献度を算出した方が正確なのではないかという問題意識より)

問4 グリーン購入を行う諸外国について

- ・アンケート結果より、

問5 調達担当者の煩雑さについて

問6 統一マークの必要性について

問7 国の情報提供・周知活動について

¹ グリーン購入ネットワーク <http://www.gpn.jp/about/index.html>

² (財) 日本環境協会 エコマーク事務局 <http://www.ecomark.jp/syukai.html>

(1) G P N

<共通質問>

問 1 グリーン購入の義務範囲を広げるべきか

最終的には消費者が選択した上で商品選びができるようにしたい。

・義務対象団体の拡大について

循環型社会形成に向けた行動をとるため、個人や地方公共団体にまで義務対象範囲を広げるべきである。個人消費者に広める方法として、自動車減税やエコポイントなどのように、インセンティブをつけるのが良い。

・義務対象商品の拡大について

現行の法律で義務対象商品が狭い。義務対象商品ではない衣服、食品や医療またはサービスまでのエコ製品を広めるために、小売店にエコ商品を宣伝するようによびかける等するべきである。

問 2 供給側に環境配慮型製品を作るよう義務を課すべきか

義務を課することよりも、供給側に対してグリーン購入を勉強してもらう機会を国が設けることの方が重要である。

問 3 環境負荷軽減効果の測り方について

現在市場シェアは特定の分野のみ環境省が発表しているだけである。

問 4 グリーン購入を行う諸外国について

中国や韓国は、環境配慮マークを買う決まりがある。

ドイツやスウェーデンでは、自治体に対しての環境に対する研修を頻繁にしている。

問 5 調達担当者の煩雑さ

商品ごとに判断基準があり、組織的に広まっていないため、担当者が変わるとグリーン購入の取り組みの質が変わってしまう。

問 6 統一マークの必要性

統一マークは作らない方が良い。理由は2つある。

第1に既に数多くのマークが存在しているため、新たにマークを作ると、とりまとめる団体の設立が必要になってくる。マークをとりまとめる負担など煩雑さが増大し、既存のマーク作成団体への対応が問題になるため、既存のものを使う方がよい。

第2にエコに関してのみ評価しているもの、商品の機能も含め評価しているものなど、マークの評価対象が異なり、統一しにくいからである。

問 7 国の情報提供・周知活動について

今のままでは不十分。さまざまな周知活動が必要だが、現在の国の予算では不可能である。

<個別質問>

問 8 第3者機関の必要性について

あった方がよい。監査を行なう機関があった方が偽造などは起こらなくなる。

問 9 様々なアクターの連携・参加について

エコプロダクツのように経済産業省でも農林水産省でもエコ活動に取り組める仕組みや、民間団体やNPOがうまく動ける仕組みがあるとよい。また、GPNはグリーン購入を広める活動を国と共にしていきたい。GPNは国に委託されれば、企業アンケートとるなど、協力してグリーン購入を広めるための活動を取り組みたいと思っている。

問 10 国家戦略の必要性について

国家戦略をつくることに関して賛成である。具体的な数値目標とその根拠を明記すべき。また、他の環境に関する法律との協力や、情報提供や売り手に広める活動も大切である。

問 11 グリーン購入が広がらない原因

国等の組織への周知が行きとどいていない。

グリーン購入法をどれだけ厳密に守るかの意識が、調達担当者によって異なるからである。

問 12 罰則の必要性

罰則の必要性はない。取り組みに差がないため、現時点では必要がない。しかし、国等の団体がグリーン購入に対する取り組みが進んでいる場合、税を免除や、表彰するなど国から定めると、活動促進に繋がるのではないか。

問 13 グリーン購入法による循環型社会推進の弊害

グリーン購入法は、非環境配慮型製品を環境配慮型製品にする底上げの目的でつくられたため、基準が低い。よって、供給側が製品を製造する際、コスト面からグリーン購入法の基準値の商品しか作らなくなる。また、需要側もエコマーク商品の方が質が良いが、コスト面からより基準の低いグリーン購入法適合製品を買ってしまう。

(2) エコマーク

< 共通質問 >

問 1 グリーン購入の義務範囲を広げるべきか

義務対象団体のうち 90% がグリーン購入法を遵守している。国だけでなく、一般消費者に向けるべき。

問 2 供給側に環境配慮型製品を作るよう義務を課すべきか

需要側にグリーン購入対象商品を購入しなければならないという規制がかかることで、供給側にグリーン購入対象商品を作るインセンティブが生まれ、現在グリーン購入対象商品が増えてきている。

問 3 環境負荷軽減効果の測り方について

以前はトップランナーを考えており、市場の 3 割がエコマークになることを目指していた。その際市場シェアを指標にしていたが、現在は消費者の消費行動（何をみて商品を買うか）を指標にしている。CO2 ベースで測る方法もあるが、CO2 はライフサイクルの一部分でしかないため、お勧めできない。

問 4 グリーン購入を行う諸外国について

参考にしている国はない。

問 5 調達担当者の煩雑さについて

エコマークでは、エコマークの商品だけが載ってるカタログがあり、‘たのめーる’などがそれを使っている。エコマークの基準にグリーン購入が合わせれば、調達担当者の煩雑さは減るだろう。

問 6 統一マークの必要性について

第 3 者機関のマークという性質上、マーク間の連携はできていない

国内では、情報をもらうことはあるが、連携して何かすることはない。基準上かぶるのは仕方がなく、障害にはならない。新しい基準を作る際には、業界団体に聞き業界団体で作っている規格を採用することもある。

海外のタイプ 1 のラベルとは相互認証（他の国でもラベルがとれるような）の取り組みは一緒にやっている。

問 7 国の情報提供・周知活動について

ホームページ、パンフレットによる情報公開をしている。消費者がターゲットなので、東海地方で自治体と組んで環境配慮型製品購入促進キャンペーンをしたり、エコプロダクツに出る等のみで、あまり力はいれていない。

<個別質問>

問 8 第 3 者機関の必要性について

現在エコマーク事務局では、商品の売上高にもとづいて使用料が決まる。使用料を受け取る際に契約した時と変更がないかなど書類を提出してもらい、環境配慮型製品をきちんと製造しているか確認している。他には、製造工場への訪問なども随時行っている。

問 9 様々なアクターの連携・参加について

様々な団体が存在し、団体によって専門分野は様々である。団体のそれぞれの専門分野を活かした活動をすれば、相乗効果が生まれるだろう。今後色々な団体と結びついて情報交換していきたい。

問 10 グリーン購入法制定がエコマークに与える影響

・ マイナス面

グリーン購入の義務対象商品は毎年見直し・追加されているので、エコマーク商品とグリーン購入適合製品を照らし合わせる確認する作業に手間がかかる。

・ プラス面

基本方針にマークを参考にするよう記載されているので、エコマークの購入数は増えている。

その他の影響としては、グリーン購入法は消費者が目に見えないような土木製品などの中間財も対象にしている。エコマークも土木製品というくくりがあるので、これに関して、エコマークは消費者向けだが、土木製品の取得率は増えてきている。

問 11 エコマークの最終目標

消費者が一般的に環境配慮製品を購入できる段階まで普及させることが目標である。

問 12 業界団体への対応

基準を作るには、業界団体と連携しなければならない。

業界の強い反対があれば、エコマークを作っても追随してくれない。

しかしサービス、小売のお店など分野は広げていきたい。

環境マネジメントとっているか、電気けているか、のチェック項目つくるなど運営する環境に対しても今後広げていきたい。

問 13 段階的な目標設定の必要性

良い考えと思う。

(3) 環境省

<共通質問>

問 1 グリーン購入の義務範囲を広げるべきか

・ 義務対象団体の拡大について

個人、地方公共団体に広げるべきである。

・ 義務対象商品の拡大について

対象商品にも幅をもたせていくべきだが、法律は現時点で改正する予定はない。しかし、人数が少ない団体では、調達担当者の人数が少なく難しい面もある。

問 2 供給側に環境配慮型製品を作るよう義務を課すべきか

供給側に義務を課すには法律かえなければならないが、環境省の独断ではできず、経産省との連携が必要であるため、現実的には不可能である。

問 3 環境負荷軽減効果の測り方について

市場シェアは業界団体がだすものであって、環境省範囲外である。

グリーン購入法の普及による CO2 の削減量は HP に公表されているが、削減量は約 100 万トンと少なく、日本全体の CO2 排出量と比べると微々たるものである。

問 4 グリーン購入を行う諸外国について

WTO については、基準をつくる際に、貿易障壁になっていないかチェックしている。たとえば紙を輸入する際に紙に関して基準を設けることによって貿易障壁になることがないようにしている。海外の商品でも基準が満たすことができれば購入してよい。

問 5 調達担当者の煩雑さについて

基本方針だけでなく、調達者の手引きに推進マークを記載しているが、まだまだ分かりにくいため、手をうたなければならない。色紙等特殊なものは調達が難しいことは認識している。

問 6 統一マークの必要性について

グリーン購入適合製品の判断は難しく、各団体の調達担当者の苦労は承知しているため、統一マークには賛成である。しかし現在統一マークを作る予定はない。エコマークとグリーン購入法の分けが原因であると感じる。

問 7 国の情報提供・周知活動について

・消費者一般まで

グリーン購入って言葉を周知させる努力は？

今のままでは限界あるため、対策とらないといけない。

・供給者側に対して周知活動

供給者と需要者にわけて周知活動を行っていない。供給者は人によってグリーン購入法に関しての知識にばらつきがある。

資料 3

第2回グリーン購入法対象団体アンケート

<ヒアリング対象団体> (アンケート問2と問10の回答より)

- 調達実績の把握・報告義務は負担でなく、独自の把握方法を導入している団体
- ▲調達実績の把握・報告義務を負担と感じているが、独自の方法を導入している団体
- ◆アンケート問10で調達実績の把握・大臣への報告義務に対して疑問を呈している団体

問1どのように把握を行なっているのか (把握の特殊性)

(1) 住宅支援機構

調達実績の把握方法が他団体と違う(その他)のは、支店が存在するため。各支店、各部署でそれぞれ報告を行っている。

(2) 航空大学

仕様書においてグリーン購入に適合するものであることを確認。

(3) 科学技術振興機構

仕様書(何社かからこういった性能のものをいついつまでに~と記入)に適合製品であることを条件として明記。100%達成できているかは製品によってまちまち。

(4) ゆうちょう・簡保

どこかで何か欲しいと声が上がってからは会計課で決める
独自でまとめた一覧表(エコネットやメーカーより)を作成して、それに基づいて調達を行なっている。これがないと大変
品目や対象製品が新しく更新されるたびに共に変えている。

(5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

小さい組織なので、申告されるごとにグリーン購入対象製品を一括発注ができる。大きい組織だと一括発注は難しい。

(6) 国立大学法人福岡教育大学

教員発注は検品をする
発注の際に業者に証明書を作成してもらう。

(7) 衆議院

各部課担当者は、前回購入した品目だけでチェック。新しい品目はチェックしていない。
会計課は会議を開いて、各部課担当者がチェックできていないものをチェック。

仕様書をチェック 2/5、個人分も一括購入 2/5 問2 報告や把握の必要性は感じるか

(1) 住宅支援機構

世の中で決まっているので、やらなければならないと思う。

(2) 航空大学

感じない。今はグリーン購入適合製品は一般的になってきているから。

(3) 海技教育大学

やむを得ない

(4) 衆議院

グリーン購入 当初は手間かけるそれなりの意味あった。
グリーン購入じゃない物は最近ない。特殊なもの以外。
グリーン購入対象製品になっていない物を作る企業を国が指導するとかしてほしい。
すでにグリーン購入は定着化してきている。
調達を報告しても、フィードバックがない。

(5) 国立環境研究所

報告してもフィードバックがないし。
公表の義務がなくなったら、グリーン購入のチェックを辞めてしまう団体はあるんじゃないか。うちは環境省から分離した法人だから辞めない。

(6) 森林研究所

報告は辞めてほしい。努力規定。公表やめてもグリーン購入辞めることはない。

感じない 6/6

内訳

広がってきているからいらない 2/6 (2、4)
フィードバックがない 2/6 (4、5)
しょうがないからやる 4/6 (1、3、5、6)

問3 グリーン購入担当人数は

(1) 住宅支援機構

総務が担当し、グループの中に一名ずついる。

(2) 科学技術振興機構

50人くらい。個々の支部、プロジェクトにそれぞれいる。

(3) 海技教育大学

本部1名、学校8名（各校（全国8校）及び機構本部の集計データを本部にて取りまとめ）

(4) 国立環境研究所

調達品目チェックしているのは一人。環境報告書を書く人は10人。少なくはない人数。

(5) 森林研究所

事務部門がやってる。

(6) ゆうちょ・簡保

会計課全員でやっているのではなく、一人が会計課のグリーン購入担当としている。

(7) 福岡教育大学

会計の中でグリーン担当者は決めておらず、会計として5人で行なっている。
報告義務等なくても自主的には行なう。

問4 何が負担か、軽減の方法は何か

(1) 住宅支援機構

調達実績の報告義務

(2) 航空大学

基準が細かいため、煩雑に感じる。

(3) 科学技術振興機構

法人によって違うとは思いますが、研究所やプロジェクトは短期間で解散してしまい、せっかくグリーン購入に関する教育を行ってもあまり意味をなさない。同異動や出入りが激しいところも同じ。そこが悩みどころ。

現在は基準が複雑になりすぎおり、非常に大変だ。グリーン購入に関して慣れている人でないとどうしても漏れが出てくる。こういうのは単純化することが最も効果的だろう。

例えばさまざまな種類のラベルを一本化できないか。

グリーン購入法は限界にきているように感じる(?)。製品がすべて適合製品になっていることが望ましい。

(4) 海技教育大学

使用中の会計システムに特定調達品目の集計

機能を付加することにより、負担を軽減できると考えます。

(5) 衆議院

マーク見づらい。色々なマークがあつて。メーカーにメールで問い合わせてる。

統一マークほしい。

(6) 国立環境研究所

検討会 関係団体が負担ではないか。

大手企業なら対応できるけど中小企業は対応できないんじゃないか

(7) 森林研究所

報告は辞めてほしい。努力規定。公表やめてもグリーン購入辞めることはない。

(8) ゆうちょ・簡保

独自でまとめた一覧表（エコネットやメーカーより）を作成して、それに基づいて調達を行なっている。

これがないと大変

(9) 日本年金機構

組織の支店が非常に多く、グリーン購入担当者の業務が非常に煩雑である。

把握の義務が軽減されれば、もっと負担は軽くなるはず。

今のよう、製品すべての順守状況を把握させるのが悪い。

たとえば、「いくら以上の製品についてのみ報告するように」などと軽減できないのか。

製品分野によって、把握がたいへんな分野があったり、どれがグリーン購入適合製品かが非常にわかりにくいものもある。

(10) 新潟大学

統一マークがないので、いちいちこちらが一覧の中からどれが適合製品なのかを調べなくてはならない。

とても大変。

統一マークの必要性を感じる。ぜひ作ってほしい。

やはり、組織内の順守状況をすべて把握するというのが難しい。そこがもっと軽減されれば、もっとこちらとしても楽。

そもそも、環境大臣は報告を受けたものを見ているのだろうか。

報告が面倒（把握） 3 / 1 0

マークが分かりづらい 3 / 1

問 5 自主的にグリーン購入はするか？

(1) 住宅支援機構

（義務が）なくなるとしたら、自発的にはやらないだろう。

(2) 国立環境研究所

うちらは環境省から分離した法人だから辞めないけど。やらなくなるところもでてくるだろう。

(3) 森林研究所

公表やめてもグリーン購入辞めることはない。

(4) 福岡教育大学

報告義務等なくとも自主的には行なう。

やる 3 / 4

資料 3

第3回ヒアリング団体と担当者・日時

- (1) グリーン購入ネットワーク (GPN) 事務局の深津様 11/4(木)
- (2) 財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 大澤様 11/4(木)
- (3) 福岡県庁 総務部システム管理課 安川様 11/5(金)
- (4) 福岡県庁 総務部総務事務センター調達班 河野様 11/8(金)

<ヒアリング対象団体の紹介>

福岡県庁

福岡県では2001年に電子県庁推進計画を策定し、その中核として電子調達システムを導入している。福岡の電子調達システムにおいては集中調達制度を導入している。これは従来250カ所の出先機関で個別に行っていた物品調達事務を、文房具類に関しては県内を7ブロックに分割した単位で発注し、総務事務センターで一括して契約、支払を行うという方法である。またここに電子カタログである'Green Station'を連携させ、効率的なグリーン購入を行っている。担当の違いから電子調達システムそのものについてのヒアリングと調達全般に関するヒアリングを行った。

<ヒアリング内容>

(1) GPN

GPNでは「エコ商品ねっと」という環境データベースを作成しているため、これについてヒアリングを行った。

問1 データベースの導入コスト、ランニングコストについて。

また、それぞれコストをどこから捻出しているのか。

導入コスト：770万円

ランニングコスト：480万円

毎年1,500円/商品・年間の掲載料から構築費及び運用費を捻出している。

問2 データベースの稼働率、利用率

‘エコ商品ねっと’は毎月20万ページビュー程度である。

平日のアクセスが多いことから、企業や行政など組織ユーザーが閲覧していると考えられる。

その他、掲載メーカーのHPにリンクを張る以外に、企業や自治体の調達方針やイントラネットでも紹介されているケースがある。

問3 データベースを作ろうと思ったきっかけ

データベースの利点は、各社の製品を同一の指標で比較できること、各社のカタログやHPを見比べなくても情報収集できることである。当初は、環境配慮商品も少なかったことや、各社各様で環境情報を開示していたこともあり、データベースとして整理し、比較できる情報に価値があると考え、スタートした。活動当初はHPではなく、データブックという冊子で発行・販売していました。

問4 データベースを導入する上での労力・問題点・良かった点

・労力

- 1 データベースで開示する情報の項目を決めることが最初のハードル、
- 2 次に掲載してくれる事業者、商品を募ることが次のハードル、
- 3 集めた情報の精度、質を一定レベルに保つこと、
- 4 集めた情報を閲覧、利用する対象者を増やすこと

例えば情報項目は、比較可能であるほど情報の価値が高いが、掲載メーカとしては比較されることに慎重な場合もある。また、比較可能な定量的な指標が整備されていない場合もあり、購入者の参考になる情報と掲載メーカが出せる情報とのバランスを取ることに気を付けている。

問 5 現在の問題点・課題・工夫している所

1 商品分野の拡大

商品分野を拡大することは利用者に対してサイトの魅力を高めることにもつながるし、GPNの収入増にもつながる。

2 情報の質担保

掲載商品数が増え、掲載事業者数が増えるにつれて、きちんと情報のメンテナンスをしてくれない事業者も増えてきている。その結果、既に廃番になっている商品がいつまでも掲載されていたり、不十分な情報を入力されたりする商品が増えることになり、利用者からの信頼を損ねかねない

3 他のサイトとの差別化

環境省が運営している‘グリーン購入法特定調達物品情報提供システム’というサイトがある。このサイトは環境省の事業として運用しているため、掲載料がかからない。その結果‘

エコ商品ねっと’よりも商品数の多い商品分野が幾つかある。

これは民業を圧迫しています。では‘エコ商品ねっと’はどうするのか？掲載料以上の魅力を備え、‘エコ商品ねっと’にも掲載した方がPRにつながる、という構図をつくることがサイトとしての魅力を高めることにつながるだろう。

4 顔の見える関係構築

上記2とも関連してきますが、掲載メーカや利用者からの問い合わせに丁寧に対応していくことで、評価が上がり顔の見える関係を構築していくことにつながっていく。

問 6 参加企業数・環境配慮型製品掲載数

現在は約1,000社、14,500商品です。

問 7 データベースから発注可能な製品と発注できない製品の違い

‘エコ商品ねっと’からは発注できる仕組みにはなっていませんので、掲載商品間での違いはありません。

問 8 一覧にして載せることで企業間の価格競争は生じているのか

あいにく‘エコ商品ねっと’に掲載することで価格競争までではない。

掲載メーカさんが気にされるのは、他社の掲載製品や環境情報である。

(2) エコマーク事務局

エコマーク認定商品のうち、グリーン購入法の特典調達品目の分野に該当するものを掲載している‘グリーン購入法 特定調達品目検索システム’

問 1 データベースの導入コスト、ランニングコストについて。また、それぞれコストを

どこから捻出しているのか。

導入・運営コストは、エコマーク事業費から捻出している。

エコマークの事業費は、企業がエコマークの申込時に支払う‘エコマーク商品認定審査料’と、イセンス認証後に1年ごとに支払う‘エコマーク使用料’から捻出される。

問 2 データベースの稼働率、利用率

統計をとったことがないため分からない。

問 3 データベースを作ろうと思ったきっかけ

グリーン購入法が制定されてからは、エコマーク商品とグリーン購入法に関係する問い合わせが多いため（商品を探したいなど）、エコマークの認定商品と、グリーン購入法の特典調達品目の対象に該当するエコマーク認定商品を検索できるようにしている。

問 4 データベースを導入する上での労力・問題点・良かった点

グリーン購入法に適合する商品を探す際の参考になっている点。

問 5 現在の問題点・課題・工夫している所

- ・工夫している所
通常のデータベースでは古い情報が掲載されているケースもあるが、エコマーク商品の情報は 1 日 1 回更新している。（最新の情報が掲載されるように配慮しています）
- ・課題
エコマーク商品の写真等が掲載できるようにすること。

問 6 参加企業数・環境配慮型製品掲載数

エコマーク商品の認定数：4, 824 シリーズ、1, 681 社

問 7 データベースから発注可能な製品と発注できない製品の違い

エコマークの ‘グリーン購入法 特定調達品目で検索 ‘ (<http://www.ecomark.jp/green.php>)
では直接発注はできない。

問 8 一覧にして載せることで企業間の価格競争は生じているのか

残念ながら価格情報は載せていませんので、価格競争については把握していない。

(3) 福岡県庁 総務部システム管理課

問 1 導入の経緯

10 年ほど前から、国の方から自治体業務電子化推進の流れがあり、平成 14 年度から始まる。調達については 15、16 年度あたりから。

問 2 電子調達システムの導入コスト、ランニングコストについて。

- また、それぞれコストをどこから捻出しているのか。
- ・導入コスト：構築費用 3 億 7000 万円
- ・ランニングコスト：年間 800 万円の維持費
そのほとんどを一般財源から得ている。

問 3 電子調達システムに関する問題点。

IC カード(入札する者の本人確認)の取得にコストがかかる。
業者としては落札されてはじめて利益が出るが、入札に参加するためだけにある程度の費用がかかる。電子カタログについても常にアップデートしなければならないなど費用が掛っている。
電子調達が広まりきらない理由としてはこのようなコストの問題とコンピュータに対するスキルの問題か。小さな業者さんにはこういったスキルがないところも少なからずある。

(4) 福岡県庁 総務部総務事務センター調達班

問 1 職員が物品を欲してからの流れはどうなっているか。

グリーンステーションのカタログをみてそれぞれの組織でとりまとめ、集約センターに依頼。それぞれの依頼を集約センターで取りまとめて発注。文房具については県内 7 地区に分割。電子入札システムにより一般競争入札に出す。落札されれば各組織へと届くという仕組み。

問 2 発注から届くまでどれくらいかかるのか。

集約センターでとりまとめてから入札まで一週間、入札から落札、手元に届くまで一週間。注文してから約二週間かかる。
時間がかかってしまうため、在庫管理は徹底している。どうしても急ぐ場合だけは電子調達システムを使わないことも認めている。

問3 システムに何か問題点はあるか

古紙偽造問題があったころ、品目数が減ってしまい、カタログにのっている製品もかなり減った。選びたいけど選べないということがあった。

グリーンステーションとメーカーとの連携が必ずしもうまくいっているとはいえない。例えば販売停止になったものがその後もカタログに載っていたりして、誤って注文してしまうこともある。

問4 その他何か意見があるか。

ボールペンの替え芯やホッチキスの芯などはグリーン購入法対象製品ではないからそれは従来の方法で購入している。こういった詰め替えの製品はエコ商品がなく、グリーン購入法を順守する場合ボールペンそのものを買わなければいけない。そういった意味では環境に配慮しているのかと疑問。

資料 3

第 4 回ヒアリング

<対象団体>

グリーン購入法対象団体を予算と従業員数で 4 つに分類し、各分類から無差別に選ばれた団体。

- 1 予算額 21 億 3100 万円以下、従業員数 531 人以下
- 2 予算額 21 億 3100 万円以下、従業員数 532 人以上
- 3 予算額 21 億 3100 万円以上、従業員数 532 人以下
- 4 予算額 21 億 3100 万円以上、従業員数 532 人以上

この 4 タイプに分けて調査を行った。

<ヒアリング内容>

- 1 物品調達における一括購入の割合
- 2 グリーン購入を行っている担当者の人数

<目的>

対象団体においてグリーン購入が一括購入されているものについて報告義務を無くし、このことによって調達実績の把握の煩雑さを改善するという提言の予備調査として行った。

<結果>

- ・ 1～4 の団体のタイプ分類によっては一括購入の割合や担当者の人数に差は見られなかった。
- ・ 一括購入の割合については 1 割しかないと全団体回答し、特にコピー用紙などが 1 割に含まれた。

資料 4

アンケート分析

(1) クロス集計

◆問題意識

「調達実績の把握が煩雑」という負担を解決するために、「調達実績の把握」の問題点をより明確にする必要がある。アンケート集計においてクロス集計を行い、「調達実績の把握」にチェックした団体のその他の設問における回答状況を調べる。

◆目的

アンケートの問 2 において、「調達実績の把握を負担に感じる」と回答した団体が行っている実績把握及び周知方法における特徴の有無を調べる。

◆対象

アンケートの問 2 において「調達実績の把握を負担に感じる」と回答した 106 団体
(H20 度 独立行政法人 56 団体、国立大学法人 50 団体)

◆分析手法

「調達実績の把握を負担に感じる」と回答していた団体が、その他の設問でどのような回答をしたのか、クロス集計を用いて調べる。

◆仮説

調達実績の把握が困難であると回答した団体、もしくは調達実績の把握に困難は無いと回答した団体には、把握すべき範囲の認識の差や採用している方法に何らかの差異があるのではないかと仮定する。

◆集計及び分析結果

①問 1 (グリーン購入のメリット)

選択肢 2「環境配慮型製品の市場での普及に役立つ」にチェックしている割合が多い (84%)
⇒グリーン購入に関する一定の理解は得られているが、多くの団体が実績把握を負担に感じている。

②問 8-1 (調達方針との適合状況の把握)

選択肢 2「一定のフォーマットでの報告を求めている」が多かったが、選択肢間で大きな開きは見られなかった。
⇒選択肢 1, 2, 3 に関しては、下から上への報告形式をとっている。すなわち、末端の人 (実際の購入者) に報告を求める形式であるが、協力が得られていないのではないかと推察される。逆に、選択肢 4「その他」に回答し、かつ「実績把握を負担に感じていない団体」が存在するかを調べる必要がある。

③問 8-2 (把握の範囲)

「研究室の個人の研究費についても適合状況を確認している」が最も多かった。
⇒構成員が各自取得した研究費に関してもグリーン購入適合範囲と考え、各団体が実績を把握しようとしていることが窺える。しかし、研究費までを正確に把握しようとしているために、負担が増大しているのではないかと推察される。

④問 9-1 (構成員への周知)

78%の団体が何かしらの形で構成員に対してグリーン購入の周知を行っている。特に、選択肢 5「その他の形で周知を行っている」が多かった (42%)。
⇒個別具体的に構成員への周知活動を行っている組織が多いが、実績把握の負担の軽減にはつながっていないのではないかと推察される。③同様、今後「実績把握を負担に感じていない団体」がどのような取組みを実施しているのか調べる必要がある。

◆分析結果のまとめ

現段階では、調達実績の把握が困難であると回答した組織に関しては、取組みに関して共通点は見られなかった。

今後、「実績把握を負担に感じていない」と回答した団体が個別具体的に行っている取組みの成功例に関して調査していく。

(2) 相関係数の算出

◆問題意識

「調達実績の把握が困難である」と回答した団体は、組織の構造上把握が困難になっているのではないか。すなわち、1年間の歳出が大きければ、調達実績の把握の範囲も当然広がるはずである。組織の構造に着目した分析が必要であると考えた。

◆目的

アンケートの問2において、「調達実績の把握を負担に感じる」と回答した団体の構造に関して分析し、構造的にグリーン購入が負担になっているのかを検証する。

◆対象

(1) に同じ。

◆分析手法

団体の年間支出額や業務経費とアンケートの回答状況をそれぞれ説明変数、被説明変数にとり、両者の間に相関があるかどうかを相関係数を算出することによって判断する。

◆仮説

- ①「グリーン購入により多くのメリットを感じている」と「組織の歳出額」には、正の相関がある。
- ②「グリーン購入により多くのデメリットを感じている」と「組織の歳出額」には、正の相関がある。
- ③「調達実績の把握により煩雑性を感じる」と「組織の歳出額」には、正の相関がある。
- ④「グリーン購入により多くのメリットを感じている」と「組織の歳出額に占める業務経費の割合」には、正の相関がある。
- ⑤「グリーン購入により多くのデメリットを感じている」と「組織の歳出額に占める業務経費の割合」には、正の相関がある。
- ⑥「調達実績の把握により煩雑性を感じる」と「組織の歳出額に占める業務経費の割合」には、正の相関がある。

◆分析結果

本分析は相関係数を算出することで、仮説の妥当性を判断していく。すなわち、「正の相関がある」、「負の相関がある」、「相関がない」の3つで判断する。

歳出額に関しては数値が大きいため、自然対数をとって回帰分析を行う。

- ① (相関係数) = 0.167819
- ② (相関係数) = 0.161354
- ③ (相関係数) = 0.422575
- ④ (相関係数) = 0.118461
- ⑤ (相関係数) = 0.091062
- ⑥ (相関係数) = 0.022842

◆分析結果のまとめ

いずれも相関係数は、0により近い為、各仮説に関して相関があるとは言えない。すなわち、「調達実績の把握が困難である」と回答した団体は、組織の構造上把握が困難になっているとは言えない。以上により、「調達実績の把握が困難である」という問題は、どの組織にも普遍的に当てはまる問題であり、この調達実績の把握の問題を解決するためには、「2. アンケート分析」同様、「実績把握を負担に感じていない」と回答した団体が個別具体的に行っている取組みの成功例に関して調査していく必要がある。